

---

# 活力ある農業・農村の実現を！

令和2年度

ー農業構造政策推進ハンドブックー

---

---

令和2年5月

青森県農林水産部

---

# 目 次

I	令和2年度農業構造政策関連事業体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(目的別による分類)	
II	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	1 地域を変えるための切り口	
	2 6次産業化の推進	
	3 担い手の育成	
	4 農地の利用集積	
	5 生産基盤の整備	
	6 機械・施設の整備	
	7 融資制度	
III	参考	
	1 各課及び各地域県民局ごとの掲載事業一覧・・・・・・・・	87
	2 農林水産部の出先機関一覧及び組織図・・・・・・・・	91

本ハンドブックは令和2年度の「攻めの農林水産業」の取組を推進するための施策を目的ごとに類別・体系化し、その概要を紹介したものです。

I 令和2年度農業構造政策関連事業体系  
(目的別による分類)

## 1 地域を変えるための切り口

農業構造政策を進めるための体制整備や計画を策定したい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	農地有効活用促進・情報発信事業	県・継	構造政策課	12
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	13
	産地パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地パワーアップ事業〔畑作〕	国・継	農産園芸課	15
	水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業	県・新	農産園芸課	16
	野菜・畑作物産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	17
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	18
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	19
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	20
	畜産経営支援体制確立事業	県・継	畜産課	21
	多面的機能支払事業	国・継	農村整備課	22
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	23
	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	りんご産地を守る労働力確保推進事業	県・新	中南地域県民局	25
	ICTを活用した三八地域肉用牛一元管理体制支援事業	県・新	三八地域県民局	26
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	27
ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28	
上北やさい次世代農業機械普及推進事業	県・継	上北地域県民局	29	
かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	上北地域県民局	30	
下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31	
地域の課題把握のための意向調査等の活動をしたい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業	県・新	農産園芸課	16
	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	27
	ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
	上北やさい次世代農業機械普及推進事業	県・継	上北地域県民局	29
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	32	
中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	33	
安全・安心な農産物の生産をしたい (特別栽培等)	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業	県・新	農産園芸課	16
	ICTを活用した三八地域肉用牛一元管理体制支援事業	県・新	三八地域県民局	26
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	32
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	食の安全・安心推進課	35
	市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	食の安全・安心推進課	36
	農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	食の安全・安心推進課	37
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	38
草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39	

地域の活性化に  
取り組みたい

地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	13
産地パワーアップ事業 [畑作]	国・継	農産園芸課	15
水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業	県・新	農産園芸課	16
輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	23
ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
りんご産地を守る労働力確保推進事業	県・新	中南地域県民局	25
未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	27
ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
上北やさい次世代農業機械普及推進事業	県・継	上北地域県民局	29
かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	上北地域県民局	30
下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
地域がつながる農福連携促進事業	国・新	農林水産政策課	41
あおりり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	42
人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
フレッシュファーマーズ育成定着支援事業	国・県・継	構造政策課	44
東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業	県・継	東青地域県民局	45
消費者に選ばれる上北そばの生産・消費拡大推進事業	県・継	上北地域県民局	46
次世代につなぐ上北地域海岸防災林育林活動スタートアップ事業	県・新	上北地域県民局	47

中山間地域振興  
を進めたい

地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
産地パワーアップ事業 [畑作]	国・継	農産園芸課	15
中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	33
女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	51
中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	52

環境保全対策に  
取り組みたい

地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
環境保全型農業直接支払交付金	国・継	食の安全・安心推進課	35
中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	51
農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	53
集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	54

その他地域を変  
えていくための  
取組をしたい

ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
地域がつながる農福連携促進事業	国・新	農林水産政策課	41
中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	53
集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	54
「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業	県・継	農林水産政策課	55
経営所得安定対策直接支払推進事業	国・継	農産園芸課	56
水田活用の直接支払交付金【産地交付金】	国・継	農産園芸課	57

## 2 6次産業化の推進

農産物の加工や販売促進をしたい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	23
	ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	32
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	42
	消費者に選ばれる上北そばの生産・消費拡大推進事業	県・継	上北地域県民局	46
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
	トップブランド商品創出事業	県・継	総合販売戦略課	58
農業経営改善促進資金（スーパーS）	国・継	団体経営改善課	59	

地産地消を推進したい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
	ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	西北地域県民局	28
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
	地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	42
	消費者に選ばれる上北そばの生産・消費拡大推進事業	県・継	上北地域県民局	46
「TSUGARUうるし」造成モデル実証事業	県・新	中南地域県民局	60	

農家民泊やグリーン・ツーリズムに取り組みたい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	13
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
	あおもり型農泊推進事業	国・県・継	構造政策課	61

## 3 担い手の育成

農業を始めたい	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	38
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	フレッシュファーマーズ育成定着支援事業	国・県・継	構造政策課	44
	東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業	県・継	東青地域県民局	45
	農業次世代人材投資事業	国・継	構造政策課	62

農業に関する研修・訓練を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	上北地域県民局	30
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	31
	フレッシュファーマーズ育成定着支援事業	国・県・継	構造政策課	44
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
	農業次世代人材投資事業	国・継	構造政策課	62
	若手農業トップランナー強化支援事業	国・県・継	構造政策課	63

	酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業	他・継	畜産課	64
労働力を確保したい、就労条件を整備したい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	りんご産地を守る労働力確保推進事業	県・新	中南地域県民局	25
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業	県・継	東青地域県民局	45
	酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業	他・継	畜産課	64
	多様な農業労働力確保サポート事業	国・県・新	構造政策課	65
	持続可能な下北の畜産業構築事業	県・新	下北地域県民局	66
経営改善の指導を受けたい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農地有効活用促進・情報発信事業	県・継	構造政策課	11
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	12
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	21
	畜産経営支援体制確立事業	県・継	畜産課	22
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	24
	かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	上北地域県民局	27
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	下北地域県民局	28
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	32
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	33
	フレッシュファーマーズ育成定着支援事業	国・県・継	構造政策課	36
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	42
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	46
	農業経営改善促進資金（スーパーS）	国・継	団体経営改善課	48
	若手農業トップランナー強化支援事業	国・県・継	構造政策課	51
	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	団体経営改善課	55
経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	56	
農業経営を法人化したい	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
	若手農業トップランナー強化支援事業	国・県・継	構造政策課	63
集落営農の組織化や法人化を進めたい	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	中南地域県民局	24
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	52
女性活動への支援を受けたい	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
	地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	農林水産政策課	40
その他担い手の育成・確保への支援を受けたい	多面的機能支払事業	国・継	農村整備課	22
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	23
	東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業	県・継	東青地域県民局	45
	若手農業トップランナー強化支援事業	国・県・継	構造政策課	63

#### 4 農地の利用集積

農地を売りたい・買いたい又は貸したい・借りたい	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	69
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	70
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	経営体育成基盤整備事業(ソフト)	国・継	農村整備課	73
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	74
農作業を受託・委託したい	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	69
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	経営体育成基盤整備事業(ソフト)	国・継	農村整備課	73
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	74
農地の規模拡大・集団化をしたい	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	農林水産政策課	8
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	27
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	構造政策課	43
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
	農業経営基盤強化資金(スーパーL)	国・継	団体経営改善課	67
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	68
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	69
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	70
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	経営体育成基盤整備事業(ソフト)	国・継	農村整備課	73
農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	74	
遊休農地を活用したい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	農地有効活用促進・情報発信事業	県・継	構造政策課	12
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	33
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	51
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	70
	果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	りんご果樹課	75
	りんご黒星病発生防止対策推進事業	県・継	りんご果樹課	76
農地に関する情報の収集・提供をしたい	経営体育成基盤整備事業(ソフト)	国・継	農村整備課	73



## 5 生産基盤の整備

ほ場整備をした い（樹園地の改 良・改植、転作 の団地化を含 む）	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	19
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	20
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	西北地域県民局	27
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	54
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
暗きょ排水や客 土を施したい	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	19
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	74
	あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	77
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	78
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	79
排水路を更新・ 整備したい	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	19
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	54
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	77
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	78
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	79
その他農業の生 産基盤を整備し たい（農道整 備、園地整備	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	上北地域県民局	30
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	50
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	54
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	農村整備課	72
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	74
	あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	77
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	78
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	81
広域営農団地農道整備事業	国・継	農村整備課	82	
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	農村整備課	83	
通作条件整備事業	国・継	農村整備課	84	

## 6 機械・施設の整備

農業用施設・加 工用施設を建て たい	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
	産地パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地パワーアップ事業〔畑作〕	国・継	農産園芸課	15
	野菜・畑作物産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	17
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	18
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34

野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	38
草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	団体経営改善課	67
経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	68
あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	77
特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	81
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ	国・継	構造政策課	85

**農業用機械を  
買いたい**

6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	総合販売戦略課	10
鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	11
産地パワーアップ事業 [稲作]	国・継	農産園芸課	14
産地パワーアップ事業 [畑作]	国・継	農産園芸課	15
野菜・畑作物産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	17
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策） [果樹]	国・継	りんご果樹課	18
女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	農林水産政策課	34
野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	38
草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	39
農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	団体経営改善課	67
経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	68
あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	農産園芸課	77
特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	81
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ	国・継	構造政策課	85

**農業用機械・施  
設を借りたい**

産地パワーアップ事業 [畑作]	国・継	農産園芸課	15
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策） [果樹]	国・継	りんご果樹課	18
農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	団体経営改善課	67

**その他農業施設  
を設置したい**

農業用ハウス強靱化緊急対策事業	国・継	農産園芸課	86
-----------------	-----	-------	----

**7 融資制度**

**融資を受けたい**

農業改良資金	国・継	団体経営改善課	48
農業経営改善促進資金（スーパーS）	国・継	団体経営改善課	59
農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	団体経営改善課	67
経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	68

**利子補給を受け  
たい**

農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	49
---------	-----	---------	----

## Ⅱ 事業の概要

目	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
的	6次産業化の推進	中山間地域振興 / 環境保全
別	担い手の育成	加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム
	農地の利用集積	経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
実施主体別		県

事業名	地域農業を支える普及活動推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	労働力不足や農林水産業の収益力強化、農山漁村を支える人財育成等に対応するため、スマート農業や高収益作物の導入、農業経営改善、女性の経営参画を推進する普及活動を展開する。			
事業の趣旨	労働力不足に対応したスマート農業の普及、生産者の収益力強化に向けた経営改善普及活動、女性の経営参画を推進するための普及活動を展開する。	予算額(千円)	4,127	
		内訳	国	—
			県	4,127
			その他	—
事業内容等	1 労働力不足に対応したスマート農業普及活動 (1) スマート農業を導入した実証ほ設置運営 (2) 現地検討会の開催 (3) 先進地調査の実施  2 生産者の収益力強化に向けた経営改善普及活動 (1) 振興作物等の技術普及実証ほの設置運営 (2) 農業経営相談会の開催 (3) 経営分析・診断研修会等の開催 (4) 複式簿記研修会の開催 (5) 水田農業経営者、認定農業者、集落営農組織に対する経営改善支援及び法人化支援  3 農山漁村女性の経営参画推進普及活動 (1) 女性の経営参画セミナーの開催 (2) V i C・ウーマンの認定 (3) 農山漁村女性の日青森県大会の開催 (4) 農山漁村女性の仲間づくり交流会の開催  《事業実施主体》 県（各地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成30～令和2年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4990、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 機械・施設の整備	体制整備等 / 調査等 加工・販売 / 地産地消 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人	

事業名	6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【食料産業・6次産業化交付金、農山漁村6次産業化対策事業補助金】			
アピールポイント	多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。			
事業の趣旨	地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む、新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	122,197	
		内訳	国	122,197
			県	—
			その他	—
事業内容等	<p>1 6次産業化都道府県サポート事業 青森県6次産業化サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（農林漁業者の総合化事業計画の作成支援、フォローアップ等） 《事業実施主体》県</p> <p>2 6次産業化の推進体制整備事業 6次産業化に関する人材育成研修の開催 《事業実施主体》県</p> <p>3 6次産業化の推進支援事業 （1）加工適性のある作物の導入 技術講習会受講や試験栽培の実施等 （2）新商品開発・販路開拓 試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、試食会の開催、商談会等への出展等 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等 直売所の売上向上、給食への地場産品の利用拡大、新しい介護食品の開発の取組等 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等</p> <p>4 6次産業化施設整備事業 6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する、農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 ※《補助金上限額》100,000千円 （BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円）</p>	補助率	標準事業費	
		定額	—	
		定額	—	
		1/3又は1/2以内 （市町村戦略等に基づく取組）	—	
以下の最も低い額以内 ・3/10又は1/2（中山間地計画に基づく取組、市町村戦略、障害者を新規雇用し計画認定から2年経過するまでに障害者雇用が確実である場合） ・融資額 ・事業費から融資額と地方公共団体等による助成額を引いた額	※			
<p>【採択要件（整備事業）】</p> <p>1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。</p> <p>2 本事業で扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ （内線5022、直通017-734-9456）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売 / 地産地消
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		法人

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・新規） 【食料産業・6次産業化交付金（6次産業化市場規模拡大対策整備交付金）】			
アピールポイント	食品産業事業者等が、農林水産物・食品を輸出するため、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等や輸出先のニーズに対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	食品産業事業者等が、農林水産物・食品を輸出するため、輸出先国から求められる食品衛生等の条件への対応や、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証及びロット数の確保等の規制及び基準等や輸出先のニーズに対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。	予算額(千円)	486,608	
		内訳	国	486,608
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 施設等整備事業 (1) 輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備、機器の整備 ※機器等以外の施設の新設は、掛かり増し部分のみが補助対象  2 効果促進事業 (1) 輸出条件やHACCP等に係る認定取得のためのコンサルティング等及び導入後の管理・運用のための人材育成 (2) 施設等整備事業に要する経費の20%以内  《事業実施主体》 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費	
		1/2以内	補助金の上限額 3億円 下限額 500万円	
【採択要件】 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。 2 直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。 3 交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付けを受けること。				
実施期間	令和元年度～	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ (内線5022、直通017-734-9456)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全 研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保） 遊休農地対策 その他（侵入防止柵） 施設導入／機械購入
実施主体別	市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／その他（地域協議会）	

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	--

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)	53,000	
		内訳	国	53,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 地域ぐるみの被害防止活動</p> <p>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等</p> <p>イ サルの複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組）</p> <p>ウ 他地域の人材を活用した取組</p> <p>エ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組）</p> <p>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p> <p>(6) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(7) 鳥獣被害対策実施隊機能強化（捕獲活動のOJT研修）</p> <p>(8) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲</p> <p>2 ハード対策</p> <p>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備</p> <p>(3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成）</p> <p>②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）</p>	補助率	標準事業費
		<p>ソフト対策定額、1/2以内（鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額、限度額あり）</p> <p>ハード対策定額、1/2以内（侵入防止柵の資材費のみは定額）</p>	<p>ソフト対策定額補助の限度額は100万円～（鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり）</p>
<p>【採択要件】</p> <p>1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること</p> <p>2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること 他</p> <p>【令和2年度実施計画等】 1 2 地域協議会</p>			

実施期間	平成28～令和2年度	担当	食の安全・安心推進課 安心推進グループ (内線5037、直通017-734-9352)
------	------------	----	--



目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別		県

事業名	農地有効活用促進・情報発信事業（県単・継続）			
アピールポイント	優良事例の情報発信や、農地利用最適化推進委員の活動促進、農業参入企業への働き掛けにより、荒廃農地の発生防止や解消を推進する。			
事業の趣旨	高齢化による離農等を背景とした荒廃農地の発生が今後 も懸念されることから、荒廃農地の発生防止に向けた事例 の情報発信等に加え、農地利用最適化推進委員の活動促進 や、農業参入企業への働き掛けを一体的に進め、荒廃農地 の発生防止や解消に取り組むことにより、農村地域の活性 化を図る。	予算額(千円)	1,253	
		内訳	国	—
			県	1,253
			その他	—
事業の内容等	1 農地有効活用促進活動 農地利用最適化推進委員等の活動促進や情報発信等によ る、農地の有効活用促進 (1) 農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会の開催 (2) 制度に関する国主催の会議等への出席 (3) 市町村による広域的な利用調整の促進  2 農業参入企業に対する荒廃農地活用の働き掛け 農業参入企業に荒廃農地情報を提供し、活用を要請 (1) 参入企業との打合せ (2) 先進事例調査  3 活動事例紹介による他地域への波及 研修会の開催  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成28～令和2年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5055、直通017-734-9462)	



目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	体制整備等 / 地域の活性化 グリーンツーリズム
実施主体別	県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	

事業名	農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。		
事業の趣旨	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援する。	予算額(千円)	国直接採択事業
		内 国	9,805,000
		訳 県	0
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域活性化対策 地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援</p> <p>(3) 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援</p> <p>(4) 農泊推進対策 観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援</p> <p>(5) 農福連携対策 障がい者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障がい者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援</p> <p>(6) 農山漁村活性化整備対策 市町村策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援</p> <p>(7) 都市農業機能発揮対策 都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援</p> <p>2 事業実施主体 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p> <p>3 予算額 国予算 9,805百万円</p>	補助率	標準事業費
			定額、1/2等
【採択要件】 関連する計画の策定等			
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
		県 / 市町村 / 公社 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【国庫事業名：産地生産基盤パワーアップ事業】			
アピールポイント	稲作の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	稲作農家の所得確保を図る経営複合化等を促進するとともに、稲作の販売額向上や生産コスト低減、契約栽培や輸出の拡大に向けた取組を支援する。	予算額(千円)	34,636	
		内訳	国	34,636
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 整備事業：農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設 等 (2) 生産支援事業：リース方式等による農業機械等の導入  2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等  3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上 ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付け面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等  《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費	
		国1/2	—	
	【採択要件】 1 整備事業にあつては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(費用対効果において投資効率が1以上となること。)また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 2 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 3 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上(中山間地域等は10ha以上)であること 等 ※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上であること。			
実施期間	平成28～令和2年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地パワーアップ事業 [畑作] (国庫・継続) 【国庫事業名：産地生産基盤パワーアップ事業】										
アピールポイント	畑作物・野菜等の共同利用施設及び農業機械等が導入及び農業用ハウス等の再整備・改修等ができる。										
事業の趣旨	畑作・野菜農家の所得確保を図る経営複合化等を促進するとともに、畑作・野菜等の販売額向上や労働力不足に対応した機械化、生産コスト低減に向けた取組を支援する。	予算額(千円)	30,536								
		内訳	国	30,536							
			県	—							
			その他	—							
事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 整備事業：農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設 等 (2) 生産支援事業：リース方式等による農業機械等の導入  2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等  3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上 ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付け面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等  《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費								
		国1/2	—								
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業にあつては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(費用対効果において投資効率が1以上となること。)また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等											
		<table border="1"> <tr> <td>麦</td> <td>30ha (中山間地域等 10ha)</td> <td>露地野菜</td> <td>10ha (中山間地域等 10ha)</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>20ha ( " 10ha)</td> <td>施設野菜</td> <td>5ha ( " 3ha)</td> </tr> </table>	麦	30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 10ha)	大豆	20ha ( " 10ha)	施設野菜	5ha ( " 3ha)	
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 10ha)								
大豆	20ha ( " 10ha)	施設野菜	5ha ( " 3ha)								
※ 中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。											
実施期間	平成28年～令和2年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)								

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
実施主体別	県	

事業名	水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業（県単・新規） 【地方創生推進交付金】			
アピールポイント	水田を活用した加工・業務用等野菜の生産振興のためモデル産地を育成するとともに、水田作業の省力化や安定生産に有効な技術導入の推進ができる。			
事業の趣旨	加工・業務用等野菜の生産振興を図るため、モデル産地を育成し、低コスト生産の実証ほするとともに産地づくりにおいて、生産計画の策定や技術対策の推進ができる。	予算額(千円)	4,559	
		内訳	国	—
			県	4,559
			その他	—
事業の内容等	1 実需者を巻き込んだ加工・業務用野菜モデル産地の育成 (1) 推進体制の構築：産地関係者と実需者とのコラボによる産地戦略の検討等 (2) 低コスト生産の実証：加工・業務用野菜現地実証ほ設置 (3) 産地づくり研修会の開催：産地づくり研修会等  2 省力・安定生産技術の導入推進 (1) 最新農業機械の導入推進：ドローン防除の実証ほ設置等 (2) 効果的な排水対策技術の導入推進：排水対策事例の情報提供や高うね栽培の実証ほ設置  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和2年度実施計画等】 西北地区、上北地区等				
実施期間	令和2～3年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	野菜・畑作物産地条件整備事業（国庫・継続） 【国庫事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（うち産地基幹施設等支援タイプ）】						
アピールポイント	野菜・畑作物等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。						
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による野菜・畑作物等の産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を行い、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)	150,000				
		内訳	国	150,000			
			県	—			
			その他	—			
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 (1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設 (3) 生産技術高度化施設 等  《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団等	補助率	標準事業費				
		国 1/2以内	—				
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。</li> <li>2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。</li> <li>3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること。ただし、総事業費が5千万円以上のもの）。</li> <li>4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。</li> <li>5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。 等</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">麦 30ha（中山間地域等 10ha）</td> <td style="width: 50%;">露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）</td> </tr> <tr> <td>大豆 20ha（" 10ha）</td> <td>施設野菜 5ha（" 3ha）</td> </tr> </table> <p>【令和2年度実施計画等】 JAゆうき青森（にんにく選別施設）</p>				麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）	大豆 20ha（" 10ha）	施設野菜 5ha（" 3ha）
麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）						
大豆 20ha（" 10ha）	施設野菜 5ha（" 3ha）						
実施期間	平成19～令和2年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5081、直通017-734-9481)				

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	(14,190)	
		内訳	国	(14,190)
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等  2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等  《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		国1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること等  【令和2年度実施計画等】 （農業機械等のリース導入）				
実施期間	令和2年度～	担当	1(生産支援事業) りんご果樹課 生産振興グループ (内線5093、直通017-734-9492) 2(整備事業) 農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ (内線3232、直通017-734-9474)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 客土 / 排水路
実施主体別	市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	果樹経営支援対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の優良品種への改植・新植、園地整備、災害防止施設整備等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。			
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。 ※国が公募により選定した事業実施主体を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を經由しない。	予算額(千円)	県を經由しない事業	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<b>1 整備事業</b> (1) 優良品目・品種への改植・新植 ア りんごからりんご（おい化）、なし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培への改植・新植 イ りんご高密度おい化栽培への改植・新植 ウ りんご普通樹、主要落葉果樹への改植・新植 エ その他果樹（慣行栽培）への改植・新植 (2) 小規模園地整備（全ての果樹） 用水・かん水施設の設置園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良、排水路の整備 (3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林） ア りんご（おい化含む） イ その他 (4) 設備の導入 防霜施設、防風施設  <b>2 推進事業</b> 労働力調整システムの構築、果実供給力維持対策・園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、新技術等の導入・普及支援、販路開拓・ブランド化の推進強化、輸出用果実の生産・流通体系の実証、産地キャリアプランの推進、産地計画の改定に向けた取組 《支援対象者》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	補助率	標準事業費	
		定額	33(32)万円	
		定額	73(71)万円	
		定額	17(15)万円	
		定額	17(15)万円	
		1 / 2		
		定額	8万円	
		1 / 2		
		1 / 2		
		1 / 2	※事業費は10aあたり ※( )は新植の額	
<b>【採択要件】</b> 1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。 2 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実にあること。				
実施期間	平成28～令和2年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別	個人 / 任意団体	

事業名	果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	<p>果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を經由しない。</p>	予算額(千円)	県を經由しない事業	
		内訳	国	—
			県	—
その他	—			
事業の内容等	<p>1 対象となる改植等について</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業により実施した改植、新植が対象</p> <p>(2) 果樹経営支援対策事業による改植等実施年度は28年度～令和2年度までを対象</p> <p>(3) 改植等の面積は一人当たり単年度で2アール以上</p> <p>(4) 普通樹、おい性樹、りんご高密度植わい化栽培のほか、大苗の改植も対象</p> <p>2 支援対象者</p> <p>(1) 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/ 10a×4年間〕	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 りんごは、需給調整に参加していること。</p>				
実施期間	平成28～令和2年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	



目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 経営改善
実施主体別	県	

事業名	畜産経営支援体制確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	畜産経営体に対して、経営診断に基づく経営管理や生産技術の改善などの総合的な支援指導を行う。			
事業の趣旨	畜産経営体が自ら行う経営改善への取組と併せて、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導を行うほか、畜産関係情報をホームページで公開し、畜産経営体に対する総合的な経営支援指導を行う。	予算額(千円)	2,400	
		内訳	国	—
			県	2,400
			その他	—
事業の内容等	事業内容	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成17年度～	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4817、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	その他（担い手への支援）
実施主体別	その他（地域協議会）	

事業名	多面的機能支払事業（国庫・継続）																										
アピールポイント	集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																										
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。	予算額(千円)	2,106,422																								
		内訳	国	1,053,210																							
			県	526,606																							
			その他	526,606																							
事業の内容等	1 農地維持支払 (1) 対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織 (2) 支援対象 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等	補助率	標準事業費																								
	2 資源向上支払 (1) 対象者 地域住民を含む活動組織 (2) 支援対象 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等	国 1/2	—																								
	3 交付単価 (単位：円/10a)	県 1/4	市町村 1/4																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>①農地維持支払</th> <th>②資源向上支払(共同活動)<sup>※1,2,3</sup></th> <th>①と②に取り組む場合</th> <th>③資源向上支払(長寿命化)<sup>※4,5</sup></th> <th>①、②及び③に取り組む場合<sup>※6</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000</td> <td>2,400</td> <td>5,400</td> <td>4,400</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>畑<sup>※7,※8</sup></td> <td>2,000</td> <td>1,440</td> <td>3,440</td> <td>2,000</td> <td>5,080</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>490</td> <td>400</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	地目	①農地維持支払	②資源向上支払(共同活動) <sup>※1,2,3</sup>	①と②に取り組む場合	③資源向上支払(長寿命化) <sup>※4,5</sup>	①、②及び③に取り組む場合 <sup>※6</sup>	田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200	畑 <sup>※7,※8</sup>	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080	草地	250	240	490	400	830		
	地目	①農地維持支払	②資源向上支払(共同活動) <sup>※1,2,3</sup>	①と②に取り組む場合	③資源向上支払(長寿命化) <sup>※4,5</sup>	①、②及び③に取り組む場合 <sup>※6</sup>																					
	田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200																					
	畑 <sup>※7,※8</sup>	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080																					
	草地	250	240	490	400	830																					
	<p>※1 農地・水保全管理支払を5年以上継続している農用地については、単価に75%を乗じた額となる。</p> <p>※2 ②の資源向上支払（共同活動）は、①と併せて取り組むことが基本。</p> <p>※3 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。</p> <p>※4 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。</p> <p>※5 本単価は交付上限額で広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合、単価は5/6を乗じた額となる。</p> <p>※6 ②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は75%を乗じた額。したがって、②及び③と一緒に取り組む場合は、田では合計額が9,200円/10aとなる。</p> <p>※7 事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用。</p> <p>※8 畑には樹園地を含む。</p>																										
	<p>【採択要件】</p> <p>1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。</p> <p>2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。</p>																										
<p>【2年度実施計画等】</p> <p>交付対象農用地面積 45,250 ha</p>																											
実施期間	平成26年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																								

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	中小企業 / 個人 / 任意団体 / 農協等	

事業名	輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。			
事業の趣旨	県内中小企業等が輸出等海外への事業進出を推進することにより、県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)		5,000
		内訳	国	—
			県	5,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）</p> <p>(2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費</p> <p>(3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費</p> <p>(4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費</p> <p>(5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）</p> <p>2 事業実施主体 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの等。</p> <p>3 予算額 県予算 5,000千円</p>	補助率	標準事業費	
		1 / 2	500千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 (1)の渡航費については、別途要件あり。</p> <p>2 (2)～(5)について補助を受ける場合は、2020年度に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。</p>				
実施期間	平成26～令和5年度	担当	国際経済課 経済交流グループ (内線3751、直通017-734-9730)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 集落営農 その他（施設の有効活用）
実施主体別	県	

事業名	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業（県単・新規）			
アピールポイント	集落営農組織と若手農業者が補完し合う新たな地域農業の仕組みを構築することにより、若手農業者の初期投資が抑制され、経営が早期に安定するとともに、集落営農組織の労働力不足の解消が期待される。			
事業の趣旨	集落営農組織が所有する夏期末利用の水稻育苗ハウスを若手農業者に提供することで、若手農業者の初期投資を抑制し、経営の早期安定を図る一方、若手農業者の農作業が比較的少ない時期に集落営農組織に労働力を提供する仕組みを構築し、共助・共存の地域農業づくりに取り組む。	予算額(千円)	1,900	
		内訳	国	—
			県	1,900
			その他	—
事業の内容等	<p>1 集落営農組織の労働力補完の仕組みづくり</p> <p>(1) 労働力補完の仕組みづくりに向けた推進会議 集落営農組織、関係機関、有識者による検討</p> <p>(2) 夏期遊休ハウスの活用に係る調査 管内集落営農組織の現状調査、若手農業者の意向調査 夏期遊休ハウスの活用に係る先進地調査</p> <p>(3) 集落営農組織と若手農業者のマッチング 意向調査に基づく集落営農組織と若手農業者のマッチング 集落営農組織と若手農業者の労働力補完に係る検討</p> <p>2 若手農業者による夏期遊休ハウスの利用モデル実証</p> <p>(1) 若手農業者による夏期遊休ハウスの利用モデル実証 集落営農組織のハウスを活用した若手農業者の経営安定に係る実証</p> <p>(2) 集落営農組織と若手農業者の関係構築に係る現地研修 夏期遊休ハウスの活用実践事例に係る現地研修</p> <p>(3) ハウス活用セミナー ハウスの設置、管理、補修等に係る実習</p> <p>《事業実施主体》 県（中南地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (0172-32-1131(内353)、直通0172-33-4821)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	りんご産地を守る労働力確保推進事業（県単・新規）			
アピールポイント	県外など地域外も含めて、広く補助労働者を確保する取組を推進していくことにより、多くの農業者に労働力を供給できる体制が整う。			
事業の趣旨	りんご農家で補助労働者の不足が深刻化している中、県内の主婦や学生、定年退職者等を対象に農業者とのマッチングを行っているが、農業者からの要望に追いついていない。 他県では、労働力不足対策として全国を渡り歩く農業アルバイトなど、県外からの労働力の活用も活発に行われており、本県でも県外など地域外にも目を向けた取組を進めていく。	予算額(千円)	1,783	
		内訳	国	—
			県	1,783
			その他	—
事業の内容等	1 労働力確保体制の強化 (1) 広域的な労働力確保の検討 ア 補助労働力受入体制推進連絡会議の開催 イ 先進地事例調査  2 働く環境・体制づくりの推進 (1) 働く環境の充実 ア 共同トイレ設置箇所調査とマップ化 イ 農業者への働く環境づくりに関するアンケート調査 ウ 農協りんご選果作業との連携による長期雇用の実証 (2) 宿泊・送迎体制づくりの推進 ア 宿泊可能施設調査、宿泊施設の運営やホームステイを実施するうえでの課題・解決策の検討 イ 農家が迎える場所の調査・送迎方法の検討  《事業実施主体》 県（中南地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 りんご農産課(直通0172-33-3305)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産
	実施主体別	県

事業名	ICTを活用した三八地域肉用牛一元管理体制支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	<p>モデル市町村内の肉用繁殖牛の情報をICTシステムを活用して一元的に管理し、農協や獣医師等の関係機関と飼養管理データを共有しながら、効率的な指導を展開する。</p> <p>結果として繁殖技術の適正化や分娩間隔の短縮が図られ、畜産農家の所得向上につながる。</p>			
事業の趣旨	<p>現在、管内の肉用繁殖牛の情報は畜産農協や獣医師が紙の台帳でそれぞれ管理しており、肉用牛繁殖経営の収益向上を図るためには、情報共有による効率的な指導が必要となる。</p> <p>このため、本事業ではモデル市町村を設定し、すべての肉用繁殖牛の情報を一元的に管理することで、繁殖技術の適正化及び収益性の向上を図る。</p>	予算額(千円)	1,650	
		内訳	国	—
			県	1,650
			その他	—
事業の内容	<p>1 データベース化による管理体制づくり  (1) モデル市町村における肉用繁殖牛情報のデータベース化による一元的な管理体制づくり  ①一元管理体制推進会議（関係者会議・農家説明会）  ②自治体による肉用繁殖牛情報管理の事例調査  ③情報一元管理の成果波及に向けたフォーラムの開催</p> <p>2 ICTシステムを活用した個体管理の実証  (1) ICTシステムによるデータ管理の実証  ①ICTシステム活用検討会議（指導方針等の検討）  ②モデル市町村における肉用牛の繁殖・飼養管理指導の強化  ③公共牧場等における疾病対策の実施（分離放牧等）</p> <p>《事業実施主体》  県（三八地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】</p> <p>1 一元管理体制推進会議（関係者会議・農家説明会）の開催</p> <p>2 ICTシステムによるデータ管理の実証</p> <p>3 ICTシステム活用検討会議の開催（指導方針等の検討）</p> <p>4 モデル市町村における肉用牛の繁殖・飼養管理指導の強化</p> <p>5 情報一元管理の成果波及に向けたフォーラム</p>				
実施期間	令和2～3年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部 畜産課（内線232、直通0178-27-5111）	



目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 生産基盤の整備	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 経営改善 規模拡大・集団化 ほ場整備
実施主体別	県	

事業名	未来に向かう西北型水田農業推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	大規模基盤整備を実施している中泊町十三湖地区において、稲作の超省力作業体系、排水対策を徹底した上での野菜導入による安定経営の実証で、水田農業の将来像を示し、西北型水田農業の確立を目指す。			
事業の趣旨	<p>稲作主体の西北地域では、農業者の高齢化、後継者不足の進行が早い。また、大規模稲作単一経営体が多く、収益性の高い野菜等の作付が少ない。</p> <p>このため、水稻のスマート農業による超省力作業体系で一層大規模な経営体を育成し、また、中小規模経営体の所得確保に向け、野菜導入を推進する。</p>	予算額(千円)	3,422	
		内訳	国	(1,405)
			県	3,422
			その他	—
事業の内容等	<p>1 西北型水田農業推進協議会の設置 (1) 協議会の開催による取組の共有と連携体制の構築 (2) 水田農業の高度化に向けた検討会、研修会の開催</p> <p>2 大規模稲作省力作業体系の実証 (国庫事業「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」 (1,405千円) (1) 既存GPS基地局を活用したスマート農業一貫体系による省力化実証ほの設置 (2) 経営規模拡大に向けた指標の作成</p> <p>3 排水対策の徹底による野菜導入の実証 (1) 新たな排水対策導入による野菜作付実証ほの設置 (2) 排水対策効果の検証</p> <p>《事業実施主体》 県（西北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の下部機関として具体的内容を検討する稲作部会、野菜部会を設置、運営</li> <li>・スマート農業機械による代かき、可変施肥田植、稲刈り等の実演会の開催</li> <li>・野菜実証ほにおける現地検討会の開催</li> <li>・稲作部会、野菜部会による研修会の開催</li> <li>・各スマート農業機械の作業時間等の調査および水稻の規模拡大に向けた指標作成</li> <li>・野菜実証ほの土壌水分、地下水位測定による排水対策の有効性の検証</li> </ul>				
実施期間	平成31～令和2年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表:0173-34-2111 内線244)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全 / その他 加工・販売促進 / 地産地消
実施主体別	県	

事業名	ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業（県単・継続）			
アピールポイント	ナラをはじめとする広葉樹の若返りによる被害を受けにくい森林づくりと、伐採された広葉樹木材の高付加価値化により、資源の有効利用と地元への利益還元を目指す。			
事業の趣旨	ナラ枯れ被害は深浦町で急激に増加し、今後の被害拡大や自然環境への悪影響などが懸念されている。このため、県では、平成30年3月にナラ枯れ被害対策基本方針を改訂し、被害未然防止の観点から、新たにナラを伐採、利用していく方針を追加した。 そこで、ナラ林をはじめとする広葉樹の伐採から利用に至る一連のモデルを構築し、被害の未然防止を図る。	予算額(千円)	2,318	
		内訳	国	—
			県	2,318
			その他	—
事業の内容等	1 推進体制の整備 (1) 推進協議会の設置（町、県、国、研究機関、林業・木材関係者等） (2) 各種取組方針の検討 2 伐採の促進対策 (1) 活用可能な広葉樹の資源状況調査 (2) 森林所有者に対する伐採面積集約化の働きかけ (3) 伐採・搬出作業の実施、伐採・搬出マニュアルの作成 3 木材の有効利用対策 付加価値の高い家具等の製品開発 《事業実施主体》 県（西北地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和2年度実施計画等】 ・西北地域ナラ等広葉樹伐採・利用推進協議会の設置 ・活用可能な広葉樹の資源状況調査（鱈ヶ沢町） ・森林所有者を対象とした説明会や集落座談会の開催 ・更新伐の実施及び伐採・搬出マニュアルの作成 ・有識者や地元木工業者らによる、家具等のデザイン、製作、販売までの手法の検討				
実施期間	平成31～令和2年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課（0172-73-6613 直通）	



目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性 / 体制整備等 / 調査等
実施主体別	県	

事業名	上北やさい次世代農業機械普及推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業就業人口の減少と高齢化等による農業労働力不足に対応するため、省力化に対応した自動操舵トラクタ等の次世代農業機械の普及推進を図る。			
事業の趣旨	<p>上北地域は、露地野菜産地であるが、農業就業人口の減少と高齢化等により労働力不足への対応が課題となっている。</p> <p>こうした中、管内の大規模露地野菜経営体では、28台の自動操舵トラクタが導入され、今後は、このような次世代農業機械の重要性が増すものと予想される。</p> <p>しかし、自動操舵トラクタ等の次世代農業機械は、高価で導入事例数も少なく使用事例や作業体系、導入効果等について不明な点が多い。</p> <p>このため、次世代農業機械の普及推進に向けて、市町村、農協、農機メーカー、上北地域農業士会、試験研究機関等で構成する研究会を設置し、導入事例等について情報共有を行う。また、ロボットトラクタや自動操舵トラクタ、車速連動作業機等の各種次世代農業機械の組み合わせによる省力技術体系の実証することで最適で効率的な普及推進を図る。</p>	予算額(千円)	1,033	
		内訳	国	—
			県	1,033
			その他	—
事業の内容等	<p>1 次世代農業機械の普及推進に向けた情報共有</p> <p>(1) 上北地域次世代農業機械普及推進研究会の開催 上北地域の導入農家、市町村、農協、メーカー、各農業士会、試験研究機関、大学等による最適で効率的な導入の検討</p> <p>(2) 次世代農業機械の普及に向けた専門家による助言</p> <p>(3) 品目・規模の異なる水田転作野菜でのロボットトラクタ等活用の先進事例調査の実施</p> <p>2 次世代農業機械を活用した省力作業体系の実証</p> <p>(1) 自動操舵トラクタ等による大規模露地野菜の作業体系（ながいも、キャベツ、ごぼう、だいこん等）の実証</p> <p>(2) 次世代農業機械導入の経済面、労働面の評価</p> <p>(3) 管内主要野菜の作付の約4割を占める水田転作での作業体系の実証（にんにく、ねぎ等への実証拡大）</p> <p>《事業実施主体》 県（上北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】 上北地域県民局管内</p>				
実施期間	令和元～2年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0176-23-4281)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 生産基盤の整備	体制整備等 / 地域の活性化 研修・訓練 / 経営改善 その他（肉用牛の改良）
実施主体別	県	

事業名	かみきた肉用牛高能力化対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	遺伝子解析技術のゲノミック診断を活用して、黒毛和種繁殖雌牛の高能力化を加速するとともに、新たな改良手法の普及により、上北地域の肉用牛の産地力強化に取り組む。			
事業の趣旨	<p>現在、黒毛和種の子牛市場価格は、高値で推移しているものの、血統や発育などの違いにより二極化が進んでいる状況にある。</p> <p>このため、県内の約半数の肉用繁殖雌牛が飼育される上北地域において、高能力な繁殖雌牛を有効活用して、雌牛の改良スピードを向上するとともに、市場ニーズが高い子牛の生産体制を早期に構築することにより、繁殖経営の基盤強化と収益性の向上を図る。</p>	予算額(千円)	1,424	
		内訳	国	—
			県	1,424
			その他	—
事業の内容等	<p>1 遺伝子解析技術を活用した繁殖雌牛の高能力化</p> <p>(1) 高能力雌牛からの受精卵づくり【R1】</p> <p>県が実施する県内繁殖雌牛の遺伝子解析技術（ゲノミック診断）の結果に基づき、上北地域における能力が高い繁殖雌牛を選抜・採卵し、受精卵を生産</p> <p>(2) 能力が低い雌牛への受精卵移植【R1～2】</p> <p>生産された受精卵を能力が低い雌牛に移植し、生まれる子牛をゲノミック診断し、優良な雌牛を地域内に保留</p> <p>2 遺伝子解析技術を活用した早期選抜手法の普及推進</p> <p>(1) 生産子牛の発育調査</p> <p>受精卵から生産された子牛の発育調査、実証展示</p> <p>(2) 遺伝子解析技術普及推進研修会</p> <p>ゲノミック診断の結果を基に、地域における雌牛選抜基準の策定と研修会等による技術普及</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>県（上北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の改良方針に即した高能力雌牛の選抜</li> <li>・高能力雌牛からの体外受精卵の生産・移植</li> </ul>				
実施期間	令和元～令和2年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 畜産課 (代表0176-22-8111 内線224)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 地産地消 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	下北地域新規就農者「農業力」向上事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者「農業力」養成塾の開催や実践を通じた販売力の向上等により、下北地域の農業を担う人財を育成する。			
事業の趣旨	<p>国の農業次世代人材投資事業により下北地域の新規就農者は着実に増加しており、その半数以上が夏秋いちごにんにくを作付けしているが、技術不足や初期投資の負担等により十分な所得を確保することができない状況にある。</p> <p>そのため、スマート農業や夏秋いちご・にんにくの栽培技術等に係る集合研修や実証ほの設置、実践を通じた販売力の向上等により、下北地域の農業を担う人財を育成する。</p>	予算額(千円)	2,200	
		内訳	国	—
			県	2,200
			その他	—
事業の内容等	<p>1 新規就農者「農業力」養成塾の開催</p> <p>(1) 集合研修 スマート農業、夏秋いちご・にんにく等の栽培技術、経営管理手法に係る集合研修、先進地視察研修</p> <p>(2) 省力化、良品質安定生産に向けた実証ほの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏秋いちご：ハウス環境モニタリングと遠隔制御機器の導入による省力化、技術の見える化</li> <li>・にんにく：優良種苗の確保や土づくりによる高品質大玉生産</li> </ul> <p>(3) 新規就農者の受入体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の育成に係る連絡会議の開催</li> <li>・新規就農アドバイザーによる就農後の相談活動</li> </ul> <p>2 新規就農者の販売力向上</p> <p>(1) 農産物の多様な販売方法の習得 農産物の販売手法や異業種との連携、地産地消等に係るアドバイザーの助言・指導</p> <p>(2) 「しもきたマルシェ」の実践を通じた販売力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトチームによるマルシェの企画・運営</li> <li>・ホームページやSNS、チラシ、ポスター等によるPR</li> </ul> <p>《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和元～2年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0175-22-8581 内線232、288)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	調査等 / 安全・安心な農産物生産 加工・販売促進
実施主体別	地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等	

事業名	現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）								
アピールポイント	農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。								
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題解決のため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、その実施に向けた技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)		運営費交付金					
		内訳	国	—					
			県	—					
			その他	—					
事業内容等	<p>1 手続</p> <p>(1) 課題を抱える農林漁業者や加工業者等が派遣研究要請書を産業技術センターの担当研究所へ提出</p> <p>(2) 担当研究所が実施を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知</p> <p>(3) 研究員が、現場に出向いて課題の解決方法について、農林漁業者等と一緒に考え、対策を取りまとめ</p> <p>(4) 対策の実施に向け、研究員が助言や技術指導</p> <p>2 費用負担</p> <p>取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し</p> <p>&lt;例&gt;研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者</p> <p>3 支援期間</p> <p>原則として1年以内</p> <p>4 支援内容と相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="226 1608 1090 1839"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術</td> <td>農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所</td> </tr> <tr> <td>食品の加工技術</td> <td>食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	相談窓口	水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所	食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所	補助率	標準事業費
		支援内容	相談窓口						
水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所								
食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所								
		—	—						
実施期間	平成20年度～	担当	農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ (内線4984、直通017-734-9474)						

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。			
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)		19,294
		内訳	国	—
			県	19,294
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査  2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等  3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う直営施工への支援  《事業実施主体》県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合事業対象となる。 (藤崎町、田舎館村、階上町を除く全市町村)  【2年度実施計画等】 1 調査研究事業：実証支援2団体 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催 3 推進事業：支援予定地区数29団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施				
実施期間	平成5年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 個人 / 任意団体

事業名		女性起業育成・経営発展支援事業（国補・新規） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、女性起業が抱える課題の解消に向けた支援を行う。		
事業の趣旨	女性起業の促進に向けた講座の開催や、本格的な起業を目指す農山漁村女性に対し支援することにより、女性農林漁業者の経営力強化を図る。	予算額(千円)	3,207	
		内訳	国	3,207
			県	—
			その他	—
事業内容等	1 女性起業の促進 (1) 実態調査 女性起業の実態・課題を把握するために、起業活動実態調査を実施 (2) 基礎講座 軽減税率の導入、食品衛生法、食品表示の改正などの基礎知識を習得するための専門家による講座の開催（県民局段階各1回） (3) 優良事例講座 加工機器、ICT導入などの優良事例を実践する県内外の講師を招請した講座の開催（年2地区） 2 起業活動支援（補助事業） 新規起業活動に必要な機器整備、新商品開発費、新規顧客開拓のための販売促進活動費等を補助 （1件あたり500千円以内、補助率1/2以内で補助）	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円	
【事業実施主体の要件】 県内で農林漁業に従事している女性、またはこれらの女性が中心となり組織する団体。 ※その他の要件については、今後、決定します。				
実施期間	令和2～4年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4990、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名	環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																						
アピールポイント	環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。																						
事業の趣旨	国際水準の有機農業や化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、堆肥施用など地球温暖化防止（土壌中の炭素貯留）や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。	予算額(千円)	47,124																				
		内訳	国	31,416																			
			県	15,708																			
			その他	—																			
事業の内容等	<p>1 対象者 （1）農業者が組織する団体 （2）複数の農業者で構成される法人 等</p> <p>2 対象活動 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動</p> <p>3 交付単価</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">対象活動</th> <th style="width:50%;">10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （合わせて、土壌分析と堆肥施用、 カバークロップ等の取組を実施） そば等雑穀、飼料作物</td> <td>12,000円 上記2,000円加算 3,000円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合</td> <td>4,400円(1,600円)</td> </tr> <tr> <td>カバークロップ</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合</td> <td>5,400円(3,200円)</td> </tr> <tr> <td>草生栽培</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>不耕起播種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>長期中干し</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>秋耕</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域特認&gt; 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象活動	10a当たり単価	有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （合わせて、土壌分析と堆肥施用、 カバークロップ等の取組を実施） そば等雑穀、飼料作物	12,000円 上記2,000円加算 3,000円	堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合	4,400円(1,600円)	カバークロップ	6,000円	リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合	5,400円(3,200円)	草生栽培	5,000円	不耕起播種	3,000円	長期中干し	800円	秋耕	800円	<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円	補助率	標準事業費
		対象活動	10a当たり単価																				
		有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （合わせて、土壌分析と堆肥施用、 カバークロップ等の取組を実施） そば等雑穀、飼料作物	12,000円 上記2,000円加算 3,000円																				
		堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合	4,400円(1,600円)																				
		カバークロップ	6,000円																				
		リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合	5,400円(3,200円)																				
		草生栽培	5,000円																				
		不耕起播種	3,000円																				
		長期中干し	800円																				
		秋耕	800円																				
<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円																						
国	1/2	—																					
県	1/4																						
市町村	1/4																						
<p>【採択要件】</p> <p>1 販売を目的とした主作物の生産を行っていること。</p> <p>2 国際水準GAPに取り組むこと（GAP認証の取得を求めるものではない）</p> <p>【令和2度実施計画等】 青森市ほか16市町村</p>																							
実施期間	令和2年～6年度	担当	食の安全・安心推進課 環境農業グループ (内線5040、直通017-734-9353)																				



目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	市町村 / 農協 / その他（漁協、水産加工業協同組合等）	

事業名	市町村等農林水産物放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	市町村や農協等が農林水産物の安全性を確認するために放射性物質検査を行う場合、検査費用等の補助により、市町村等の負担を軽減することができる。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、地域における農林水産物の安全性を確保する。	予算額(千円)		600
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容 市町村等が行う農林水産物に含まれる放射性物質の検査に要する経費の補助</p> <p>2 補助対象経費 測定試料のサンプリング等の旅費、打合せ等の旅費、有料道路使用料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費、提供試料の対価、委託料並びに事務用品購入費</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	—	
実施期間	令和元～2年度	担当	食の安全・安心推進課 安心推進グループ (内線5037、直通017-734-9352)	



目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	その他（農林水産物加工品製造業者）	

事業名	農林水産物加工品放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	県内の農林水産物加工品製造業者が指定の検査機関で加工品の放射性物質検査を行う場合、検査費用の補助により、事業者の負担を軽減することができる。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、県産農林水産物を主原料とした加工品の安全性を確保する。	予算額(千円)		600
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容 県内の農林水産物加工品製造業者からの依頼による、青森県薬剤師会食と水の検査センターが農林水産物加工品に含まれる放射性物質の検査に要する経費の補助</p> <p>2 補助対象経費 青森県薬剤師会食と水の検査センターがゲルマニウム半導体検出器を用いて行う農林水産物加工品の放射性物質濃度検査に要する経費</p> <p>《事業実施主体（検査を申し込める実施主体）》 県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む）</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内 ※消費税相当額除く		
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む。）であること。</li> <li>2 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物を使用していること。</li> <li>3 検査の結果、食品衛生法における放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置等に従うこと。</li> <li>4 検査に必要な検体量や搬入方法、手順などは、指定の検査機関の指示に従うこと。</li> </ol> <p>【令和2年度実施計画等】 指定の検査機関：（一財）青森県薬剤師会 食と水の検査センター</p>				
実施期間	令和元～2年度	担当	食の安全・安心推進課 安心推進グループ (内線5037、直通017-734-9352)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 新規就農 施設導入 / 機械購入
実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備などに対して助成する。			
事業の趣旨	野菜・花き産地の所得向上と産地力の強化を図るため、労働時間の削減等の省力化に向けた植付機や収穫機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等の導入及び施設栽培新規取組者に対するパイプハウスの導入を支援する。	予算額(千円)	22,500	
		内訳	国	—
			県	22,500
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 パイプハウス（1㎡当たり4,728円（税抜、資材費のみ）を上限） ※施設栽培新規取組者に限る</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、認定就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/4以内	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定産地・特定産地の野菜、「青森県花き振興方策」に掲げる重要品目・地域振興品目、冬の農業の推進品目、加工・業務用野菜とする。</p> <p>2 省力化型の場合は、作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること、集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること。</p> <p>3 施設園芸型の場合は、施設栽培に新規に取り組む生産者であって、取組面積が3アール以上であり、毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること。</p>				
実施期間	平成30～令和2年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5081、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口	安心・安全な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別	その他 (公益社団法人あおもり農林業支援センター)	

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続)			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額 (千円)	169,368	
		内訳	国	124,761
			県	44,607
			その他	—
事業の内容	<p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて牧場施設の建設整備を行う。</p> <p>(1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p>	補助率	標準事業費	
		(1)、(2)の事業 国 50% 県 15%	—	
		(3)の事業 国 50% 県 7.5%		
	<p>【採択要件】</p> <p>1 草地整備型 (公共牧場整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が100ha (中山間地域は50ha) 以上であること</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が60ha (中山間地域は30ha) 以上であること</p> <p>2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること</p> <p>(2) 事業参加者が10人 (中山間地域については5人) 以上であること</p> <p>(3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が2,000頭 (中山間地域は1,000頭) 以上であること</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること</p> <p>(5) 受益草地等の面積が30ha (中山間地域は15ha) 以上であること</p> <p>【2年度実施計画等】</p> <p>つがる北部地区 (つがる市)、和平地区 (田子町)</p>			
実施期間	昭和59～令和6年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4822、直通017-734-9497)	

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム 女性活動支援
実施主体別		県

事業名		地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業（県単・新規） 【青森県中山間地域ふるさと活性化事業】		
アピールポイント		女性人財の育成と地域活動のモデル実証に取り組む。		
事業の趣旨	地域づくりにファシリテーション能力を発揮する女性人財の育成と地域課題の解決に向けた地域活動のモデル実証に取り組む。	予算額(千円)	6,658	
		内訳	国	—
			県	6,658
			その他	—
事業の内容等	1 地域づくりをリードする女性人財の育成と地域で連携した地域課題への対応 (1) コミュニティリーダー啓発フォーラムの開催 コミュニケーション、ファシリテーション能力の向上と全県的な課題意識の共有 (2) 地域ネットワークの形成支援 ア 農山漁村女性、市町村等や地域の商工等の異業種リーダーとの講座やワークショップの開催 イ 福祉、医療の専門職との意見交換会等の開催 ウ 上記を踏まえたコミュニティ活動プランの作成 (3) 農山漁村女性活躍事例報告会 コミュニティ活動プランやモデル実証活動の報告会 2 地域共生社会につながる地域活動のモデル実証 (1) 地域を支えるモデル活動の実証 高齢者支援、若者定着支援、古民家などの地域資源活用、祭りなど文化の伝承活動など地域課題解決に向けた地域活動のモデル実証 《委託先》農業者グループ等（300千円×6地区）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4990、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化 / その他（農福連携）
実施主体別	県	

事業名	地域がつながる農福連携促進事業（国庫・新規） 【農山漁村振興交付金（農福連携対策）】			
アピールポイント	農業労働力の確保と、障がい者の雇用促進により共生社会へ貢献する。			
事業の趣旨	農業分野における障がい者の就労機会の拡大と取組定着に向け、農業ジョブトレーナーの育成や、地域段階におけるワンストップ窓口の構築など農福連携の取組を促進する。	予算額(千円)	4,000	
		内訳	国	4,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農福連携を促進する人財育成 (1) 農業ジョブトレーナーの育成 ア 国の研修に普及指導員を派遣 イ 県段階における短期の農業ジョブトレーナー養成研修の実施 (2) 障がい者の農業実習による農作業能力の向上 福祉事業所農作業ユニットによる農作業実習 (委託先) 農業経営体 (198千円×6県民局) (3) 農福連携の促進に向けた中間支援組織との情報交換 農協と社会福祉法人等による意見交換 2 農業者の障がい者受入れ拡大 (1) 地域におけるネットワーク活動 ア 地域段階におけるワンストップ窓口の構築と農業求人データの充実 イ 農業法人への就労促進に向けた福祉事業所等との交流会 (2) 農福連携を拡大するための啓発活動 農福連携促進セミナーの開催	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4988、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化・食産業づくり	地域の活性化 加工・販売 / 地産地消
実施主体別	県 / 法人 / 個人	

事業名	あおもり食品産業強化サポート事業（県単・継続）			
アピールポイント	農林漁業者による6次産業化の取組を推進するとともに、相談会や商品力アップ研修会、販路開拓のための商談会を実施する。			
事業の趣旨	市町村が調整役となって「地域の6次産業化」を推進するとともに、関係機関との連携による相談会や事業者の商品力アップ研修会、販路開拓力向上のための商談会を実施する。	予算額(千円)	4,803	
		内訳	国	—
			県	4,803
			その他	—
事業の内容等	1 「地域の6次産業化」推進対策 (1) 市町村との連携会議の開催 (2) 「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業（補助） 農林漁業者の商品開発など6次産業化への初期の取組に対して、その経費を助成。 《補助率》※市町村が6次産業化推進方針等を策定の場合は1/3以内 《事業実施主体》農林漁業者及び農林漁業団体 2 食品ビジネス強化対策 (1) 農商工連携推進連絡会議の開催 (2) 食品産業強化アドバイザーの設置 (3) 食産業相談活動の実施 (4) 商品力アップ研修会の開催 3 ビジネスチャンス拡大対策 (1) 新商品商談会の開催 (2) あおもり食産業支援サイトの運営	補助率	標準事業費	
		※1/4以内	事業あたり補助金上限200千円	
【採択要件（「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業）】 1 事業実施主体が生産した農林水産品を原料とした食品加工の取組であること。 2 事業実施主体が自ら加工もしくは販売、その両方を行う取組であること。または、農商工連携により食品製造業者等と連携して行う取組であること。 3 新たな付加価値の創出に向けた取組であること。 【2年度実施計画等（「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業）】 1 実施予定 4事業者 2 補助上限 200千円/事業者				
実施期間	令和元年度～3年度	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ (内線5022、直通017-734-9456)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積	地域の活性化 新規就農 / 法人化 / 集落営農 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	人・農地問題解決加速化支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによる「人・農地プラン」の実質化を支援する。			
事業の趣旨	地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援し、農業の競争力強化・体質強化を図る。	予算額(千円)	17,746	
		内訳	国	17,746
			県	—
			その他	—
事業の内容等	人・農地プランの実質化支援 集落・地域の話し合いにより、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを定めた「人・農地プラン」を実質化するための取組を支援。  《事業実施主体》 市町村	補助率	標準事業費	
		定額	—	
実施期間	平成26～令和5年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
	実施主体別	県

事業名	フレッシュファーマーズ育成定着支援事業（国庫・県単・継続） 【協同農業普及事業交付金】			
アピールポイント	経験の浅い新規就農者から若手農業者までを対象に、レベルに応じた資質向上を支援する。			
事業の趣旨	新規就農者の育成・定着に向けて、資質向上支援や農業青年リーダーの育成に加え、近年増加傾向にあるUターン者や新規参入者に対応するため、新規就農者同士の悩みの共有や相談機会の提供等を通じた農業青年のネットワーク拡大を支援する。	予算額(千円)	3,461	
		内訳	国	1,315
			県	2,146
			その他	—
事業の内容等	1 資質向上支援活動 就農後の栽培技術の向上や早期の経営安定、地域への定着に向けたフォローアップ (1) 地域農林水産部による専門研修の実施 (2) 自主課題解決活動への指導や成果発表会の開催  2 農業青年ネットワーク拡大支援活動 新規就農者や4Hクラブ員等の若手農業者同士の交流促進 (1) 各地域県民局ごとの新規就農定着促進研修会の開催 (2) 県農業青年交流大会の開催  3 農業青年リーダー育成活動 4Hクラブ（農村青少年クラブ）を対象とした農業青年リーダーの確保・育成 (1) 県農業青年クラブリーダー研修会の開催 (2) 全国・東北地域段階における研修会等への派遣  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成28年度～令和2年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	



目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化
	担い手の育成	新規就農 / 労働力確保等 / その他 (婚姻対策)
実施主体別		県

事業名		東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		SNS等を使って農業・農村の魅力を動画でPRし、新規就農を希望する者を対象に農作業体験を行うとともに、農業に関心のある一般女性を対象に収穫体験と独身男性農業者との交流パーティを行い、新規就農と独身男性農業者の婚姻を支援する。		
事業の趣旨	東青地域の次世代農業・農村を支える担い手を確保するため、関係機関連携により農業・農村の魅力をPRするとともに、農業とのふれあいや交流・出会いの場づくり等の支援を行う。	予算額(千円)	1,956	
		内訳	国	—
			県	1,956
			その他	—
事業内容等	<p>1 支援体制の構築 農家代表や市町村・農協・県民局等で支援会議等を開催し、担い手確保などについて支援策を検討する。</p> <p>2 農（アグリ）ふれあいの場づくり （1）農業・農村の魅力などや6次産業化の取組事例をPRする動画と就農・移住の支援情報をSNS等により発信する。 （2）就農を希望する若者を対象とした先進農家の農場見学や農作業を体験する「農（アグリ）知る知るツアー」を開催する。</p> <p>3 交流・出会いの場づくり 農業・農村に興味を持つ女性を対象に、収穫体験や独身男性農業者との出会いの場「交流パーティinファーム」を開催する。</p> <p>《事業実施主体》 県（東青地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成31～令和2年度	担当	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通017-734-9961)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	地域の活性化 加工・販売促進 / 地産地消
実施主体別	県	

事業名	消費者に選ばれる上北そばの生産・消費拡大推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	夏そば新品種「夏吉」の導入による長期的な新そば供給体制を確立することで、他産地との差別化が図られる。			
事業の趣旨	<p>上北地域は転作作物として秋そばの栽培が盛んであり、作付面積は県全体の約2割(311ha)、収穫量は約3割(129ha)を占めている(H30作物統計)が、近年は、作付面積・収穫量とも減少傾向にある。</p> <p>このため、県では、これまで秋そばの「にじゆたか」の導入や栽培マニュアルによる生産技術の向上を図ってきたが、依然として知名度が県内他産地と比べて低い状況にある。</p> <p>そこで、夏そば新品種「夏吉」を導入して新そばの供給時期を他産地より早めて供給期間を延ばすことで、県内他産地との差別化を図り、さらに知名度向上に向けた実需・消費者への上北そばのPRを実施する。</p>	予算額(千円)	1,313	
		内訳	国	—
			県	1,313
			その他	—
事業内容等	<p>1 夏そばを導入した上北そばの生産</p> <p>(1) 夏そば品種の栽培マニュアル作成</p> <p>① 栽培技術実証ほ設置による品種特性の把握</p> <p>② 調査データに基づく栽培マニュアルの作成</p> <p>(2) 夏そば品種の優良種子供給体制の確立</p> <p>① 採種ほ設置に係る利用権許諾締結支援</p> <p>② 採種ほの栽培管理指導</p> <p>2 上北そばの知名度向上と販路の新規開拓</p> <p>(1) そば取扱店を対象とした加工適性及び需要の把握</p> <p>① 夏そばの加工特性と上北産そば取扱意向調査の実施</p> <p>(2) 上北そば取扱店の認定</p> <p>① 上北産そばを利用している飲食店等の認定</p> <p>② 地域特産物とのコラボメニューの開発</p> <p>(3) 消費者に対する上北そばPR</p> <p>① 関係機関と連携したそば打ち体験や新そばまつりの開催</p> <p>② マップやのぼりによる上北そば取扱認定店の紹介</p> <p>《事業実施主体》 県（上北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】 管内市町村</p>				
実施期間	令和元～2年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表:0176-22-8111 内線223)	

目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化
実施主体別	県	

事業名	次世代につなぐ上北地域海岸防災林育林活動スタートアップ事業(県単・新規)			
アピールポイント	植栽が完了した海岸防災林を大切に育て、次世代につないでいくため、地域住民等の主体的な取組を促進するとともに、多様な主体による育林活動を推進する。			
事業の趣旨	<p>東日本大震災の津波で被害を受けたおいらせ町から三沢市にかけての約123haの海岸防災林については、治山事業やH27～R1にかけて実施してきた「地域の力で守り育てる海岸防災林整備活動支援事業」による地元町内会を主体としたボランティア活動などにより、今年度をもって植栽が終了するが、植栽木が成長し、海岸防災林としての機能を十分に発揮するまでには、長期間を要し、今後は適切な保育作業を継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、被災した海岸防災林を復旧する中で、管理用道路を整備したが、これにより一般の方々の入り込みが増えており、同時にゴミの投棄やたき火に起因する山火事など育林の支障となる事案が発生している。</p> <p>育林には長期間を要するほか、対象面積が広大であるため、県や町内会のみならず、多くの地域住民等が主体的に取り組んでもらえるような意識向上に向けた取組や新たな担い手の参画を促進する取組を実施し、適正かつ持続的な育林活動による公益的機能の発揮につなげるものである。</p>	予算額(千円)	1,645	
		内訳	国	—
			県	1,645
			その他	—
事業の内容等	<p>1 育林活動に係る地域参加の促進 地域住民等を対象に海岸防災林を大切に育て、地域の宝として次世代につなぐ意識を醸成するとともに、主体的な取組を促進する。 (1) ワークショップの開催 (2) 育林作業体験会の開催</p> <p>2 多様な主体による育林活動の推進 海岸防災林の環境美化や県民の健康増進、さらには地元企業等に育林活動へのボランティア参加の呼びかけにより、海岸防災林の重要性や育林作業を普及啓発する。 (1) 海岸防災林美化ウォークラリーの開催 (2) ボランティアによる育林活動の実施</p> <p>《事業実施主体》 県(上北地域県民局地域農林水産部)</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】 三沢市、おいらせ町</p>				
実施期間	令和2年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 林業振興課 (代表0176-22-8111 内線281)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別	その他（株式会社日本政策金融公庫）	

事業名	農業改良資金（国庫・継続）			
アピール	担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。			
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、永年性植物の植栽又は育成費、家畜の購入又は育成費、その他初度的経費 (農作業受託費相当額で上記に使用するものを含む)</p> <p>2 貸付対象者 (1) エコファーマー (2) 農商工等連携促進法、米粉・エサ米法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (3) 6次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）</p> <p>3 貸付利率 無利子</p> <p>4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	農業近代化資金（県単・継続）			
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	1,200,000	
		内訳	国	—
			県	1,200,000
			その他	—
事業内容等	<p>1 貸付対象事業  (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象）  (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成  (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成  (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象）  (5) 長期運転資金  (6) 農村環境整備資金  (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者  (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等（以下、農業者等）  (2) 農協、農協連合会等（以下、農協等）</p> <p>3 貸付利率 0.10% ※R2.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則）  (1) 農業者等 15年以内（3年以内）  (2) 農協等 20年以内（3年以内）</p> <p>5 融資率  80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積 生産基盤の整備	中山間地域振興 / 環境保全 / その他 (生活環境) 遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 排水路 / その他 (農道)
実施主体別	県	

事業名	中山間地域総合整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	立地条件の悪い中山間地域において、下記事業内容のとおり多様なメニューがあり、総合的に整備を行うことができる。			
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業農村の活性化を図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額 (千円)	1,668,800	
		内訳	国	916,840
			県	513,753
			その他	238,207
事業内容等	<p>1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備、(2) 農道整備、(3) ほ場整備、(4) 農用地開発、(5) 農地防災、(6) 客土、(7) 暗きょ排水、(8) 農用地の改良又は保全</p> <p>2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費 (千円)	
	国 55.0% 県 30.0% ～ 27.5%	1,470,260		
<p>【採択要件】 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の主傾斜がおおむね1/100以上の面積が50%以上を占める地域。</li> <li>林野率が50%以上を占める地域。</li> </ul> <p>【2年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：9地区 2 関係市町村：南部町他10市町村</p>				
実施期間	平成2年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興 / 環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)		806
		内訳	国	—
			県	806
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供  2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等  3 保全活動支援事業 住民組織が行なう保全活動に要した経費等の助成  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	—
		—	—	—
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域  【2年度実施計画等】 1 保全ネットワーク推進事業：先進地調査 2 保全活動推進事業：関係誌の購入配付、写真展の開催 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	担い手の育成	集落営農
実施主体別		市町村

事業名	中山間地域等直接支払交付金（国庫・継続）																											
アピールポイント	中山間地域等における農業生産活動や多面的機能の維持活動に対し交付金を交付する。																											
事業の趣旨	中山間地域等の農用地において、耕作放棄地の発生防止や、多面的機能を確保し、適切な農業生産活動等が継続して行われるよう農業者等に直接支払を行う。	予算額(千円)	657,484																									
		内訳	国	420,633																								
			県	236,851																								
			その他	0																								
事業の内容等	<p>1 対象行為 集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続される農業生産活動及び多面的機能の維持につながる活動等</p> <p>2 対象者 農業生産活動等を行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)</p> <p>3 交付単価 地目及び傾斜等に基づく単価(下記のとおり) ○地目別傾斜別交付単価(体制整備単価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区 分</th> <th>10a 当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 田</td> <td>1/20以上</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/100以上1/20未満</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15度以上</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草 地</td> <td>草地率70%以上</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>15度以上</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>15度以上</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 その他加算措置(集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算)あり。ただし、それぞれ別途要件あり。 ※2 最低限活動(耕作放棄防止及び水路等の管理、多面的機能増進ほか)の場合は、上記単価の8割単価(基礎単価)とする。</p> <p><b>【採択要件】</b>  1 対象地域：特定農山村法等の地域振興8法の指定地域及び知事特認地域  2 対象農用地(農振農用地区域)  (1) 急傾斜地(田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上)  (2) 小区画・不整形水田  (3) 草地率の高い地域の草地(市町村の草地率70%以上)  (4) 市町村長の判断により対象となる農地(緩傾斜地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満)、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地)  (5) 地域の実態に応じた地域指定(特認)</p> <p><b>【2年度実施計画等】</b>  交付対象市町村(R2年3月現在) 29市町村 交付対象農用地面積(R2見込) 9,799ha</p>	地目	区 分	10a 当たり単価	水 田	1/20以上	21,000 円	1/100以上1/20未満	8,000	畑	15度以上	11,500	8度以上15度未満	3,500	草 地	草地率70%以上	1,500	15度以上	10,500	8度以上15度未満	3,000	採草放牧地	15度以上	1,000	8度以上15度未満	300	補助率	標準事業費
		地目	区 分	10a 当たり単価																								
		水 田	1/20以上	21,000 円																								
			1/100以上1/20未満	8,000																								
		畑	15度以上	11,500																								
			8度以上15度未満	3,500																								
		草 地	草地率70%以上	1,500																								
			15度以上	10,500																								
			8度以上15度未満	3,000																								
		採草放牧地	15度以上	1,000																								
8度以上15度未満	300																											
交付金	—																											
国	1/3																											
県	1/2																											
1/3																												
1/4																												
実施期間	令和2～6年度	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ(内線4888、直通017-734-9555)																									



目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)	148,484	
		内訳	国	70,657
			県	7,170
			その他	70,657
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※ 補助率の欄の県(4.5、3.5、2.5)%は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県(4.5)% ※H22まで採択地区 県(3.5)% ※H23以降採択地区 県(2.5)% ※H26以降採択地区	270,021 千円	
事業の内容等	<b>【採択要件】</b> 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落 2 受益戸数：おおむね20戸以上 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等 5 処理水質：BOD 20mg/ℓ以下、SS 50mg/ℓ以下を原則  <b>【2年度実施計画等】</b> 1 実施地区数：4地区 2 関係市町村：平川市他2市1町			
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 排水路 / その他（農道）
実施主体別		県 / 市町村

事業名	集落基盤整備事業(旧農村振興総合整備事業) (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	340,900	
		内訳	国	170,450
			県	85,225
			その他	85,225
事業内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備、(2) 農道整備、(3) ほ場整備、 (4) 農用地開発、(5) 農地防災、(6) 客土、(7) 暗きよ排水、 (8) 農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的な土地改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 25%	862,233 千円	
【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【2年度実施計画等】 1 実施地区数：3地区 2 関係市町村：三沢市他1市1町				
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（情報発信等）
実施主体別	県	

事業名	「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業（県単・継続）			
アピールポイント	生産・流通・販売面において「攻め」の姿勢で新たな試みへの着手や創意工夫を凝らし、収益力を高めるとともに、地域の活性化などに貢献している生産者や団体等を表彰する。			
事業の趣旨	農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を目指す「攻めの農林水産業」の取組の拡大と定着を図るため、生産・流通・販売面において優れた取組を行っている生産者や団体等を表彰し、広く情報発信する。	予算額(千円)	3,217	
		内訳	国	—
			県	3,217
			その他	—
事業の内容等	<p>1 「青森県攻めの農林水産業賞」表彰の実施 「収益力強化部門」「農山漁村づくり部門」の部門別で募集 〈表彰までのスケジュール〉 7～9月 優良事例の募集（地域農林水産部へ提出） 10月 応募事例の提出（農林水産政策課へ提出） 12月 選考委員会 1月 表彰式</p> <p>2 「攻めの農林水産業」の取組や成果を県内外に情報発信・普及啓発 （1）「攻めの農林水産業」推進大会等の開催 （2）様々な広報媒体を利用した情報発信</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成16年度～	担当	農林水産政策課 企画調整グループ (内線4981、直通017-734-9457)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県 / 市町村 / 県農業再生協議会 / 地域農業再生協議会	

事業名	経営所得安定対策直接支払推進事業（国庫・継続）			
アピールポイント	経営所得安定対策の推進に必要な経費について支援する。			
事業の趣旨	農業者の経営安定や、水田を活用した産地づくりを進めるための経営所得安定対策を普及・推進する。	予算額(千円)	173,099	
		内訳	国	173,099
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 補助対象経費</p> <p>(1) 県段階推進事務費</p> <p>ア 本制度の普及推進活動</p> <p>イ 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>ウ 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導 等</p> <p>(2) 地域段階推進事務費</p> <p>ア 本制度の普及推進活動</p> <p>イ 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>ウ 申請書類等の配布、回収、受付</p> <p>エ 対象作物の作付面積の確認</p> <p>オ 農業者情報のシステム入力・集計事務</p> <p>カ 産地交付金の要件設定・確認事務 等</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>県農業再生協議会、市町村、地域農業再生協議会</p>	補助率	標準事業費	
		10/10	—	
<p>【採択要件】</p> <p>都道府県（地域）推進活動計画を作成し、認定を受けていること。</p> <p>【令和2年度実施計画等】</p> <p>40市町村で実施予定</p>				
実施期間	令和元～令和3年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017-734-9479)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県 市町村	県農業再生協議会 地域農業再生協議会

事業名	水田活用の直接支払交付金【産地交付金】（国庫・継続）					
アピールポイント	「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援する。					
事業の趣旨	地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。	予算額(千円)	—			
		内訳	国	—		
			県	—		
			その他	—		
事業の内容等	1 県段階	補助率	標準事業費			
				対象作物等	要件	単価(10aあたり)
	県設定			新市場開拓用米(輸出米等)	生産性向上の取組に助成	9,000円
				飼料用米(多収品種)	生産性向上の取組に助成(多肥栽培・複数年契約)	9,000円
				高収益野菜(拡大分)	取組面積の拡大・新規に助成(契約栽培の場合は上乗せ助成)	45,000円 ※契約栽培で27,000円上乗せ
	国設定			飼料用米、米粉用米	複数年契約で作付面積に応じ配分	12,000円
				そば(基幹作)	作付面積に応じて配分	20,000円
				なたね(基幹作)	作付面積に応じて配分	20,000円
				新市場開拓用米(輸出米等)	輸出米等の作付面積に応じて配分	20,000円
	※県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある。					
2 地域段階	各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成 《事業実施主体》 県、県農業再生協議会、市町村、地域農業再生協議会					
【採択要件】 対象作物についての交付要件は、各地域農業再生協議会へ問い合わせてください。 【令和2年度実施計画等】 大間町を除く市町村で実施予定						
実施期間	令和2年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5072、直通017-734-9479)			

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別	県	

事業名	トップブランド商品創出事業（県単・継続）			
アピールポイント	本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、首都圏等への販路開拓に意欲のある食品製造業者に対し、商品開発に係る包括的な取組の支援を実施する。			
事業の趣旨	青森県産品全体の認知度及びイメージ向上にもつながる、首都圏マーケットをターゲットにした付加価値の高い商品開発に継続的に取組む意欲のある県内食品製造業者を対象に、商品設計や試作品開発等に係るアドバイスによる支援を実施する。	予算額(千円)	3,580	
		内訳	国	—
			県	3,580
			その他	—
事業の内容等	1 県内事業者へのヒアリング調査 商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な県内食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握  2 商品開発アドバイスの実施 食品製造業者の商品開発の個別課題に応じて、首都圏マーケットに精通した専門家によりきめ細やかなアドバイスを実施  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和元～5年度	担当	総合販売戦略課 ブランド推進グループ (内線5009、直通017-734-9573)	

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	融資制度	融資
実施主体別	農協等融資機関	

事業名	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)	96,000	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 種苗・肥料・飼料・農薬代・労賃 (2) 中小家畜購入費 (3) 小農機具・施設修繕費 (4) 地代・機械等のリース料等  2 貸付対象者 認定農業者  3 貸付利率 1.50% ※R2.3.18現在  4 償還期間 1年以内（極度額方式・借入、返済随時）  5 極度額 (1) 個人 500万円（畜産・施設園芸2,000万円） (2) 法人 2,000万円（畜産・施設園芸8,000万円）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者で、資金利用計画を市町村推進会議に認定された者。				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	6次産業化の推進	地産地消
実施主体別	県	

事業名	「TSUGARUうるし」造成モデル実証事業（県単・新規）			
アピールポイント	中南地域のウルシ林を「TSUGARUうるし」と称して、ウルシ苗木生産技術の普及や地域に適合した施業方法を実証するとともに、森林所有者等がウルシ林の造成に必要な知識や技術のスキルアップを図る。			
事業の趣旨	国産漆の需要拡大と津軽塗産業への漆の安定供給に資するため、地元主導による「うるしの森」の造成体制の整備に向けて、県がうるし苗木生産技術を普及していくとともに、地域に適合した施業方法を実証する。	予算額(千円)	1,767	
		内訳	国	—
			県	1,767
			その他	—
事業の内容等	1 苗木生産体制の構築 (1) ウルシ苗木生産に関する実践講習の開催 (産技センター：林業研究所) (2) 優良系統苗木の生産育苗調査 (産技センター：林業研究所) (3) 苗木登録制度の創設  2 「TSUGARUうるし」造成 (1) 地形や気象条件等が異なるモデル実証林の設定 (2) ウルシ林造成に必要な施業に係る技術習得研修の開催  《事業実施主体》 県（中南地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 (直通0172-33-3857)	



目的別	6次産業化の推進	グリーン・ツーリズム
実施主体別	県	

事業名	あおもり型農泊推進事業（国庫・県単・継続）			
アピールポイント	「あおもり型農泊」の受入態勢の構築により、本県の農山漁村における交流人口の拡大を目指す。			
事業の趣旨	急増する訪日外国人旅行者の市場も取り込んだ「あおもり型農泊」推進のため、農家民宿の発掘・育成をはじめ、滞在型旅行商品の造成、観光部局と連携した情報発信やプロモーションを展開する。	予算額(千円)	19,588	
		内訳	国	7,895
			県	11,693
			その他	—
事業の内容等	<p>1 あおもり型農泊確立推進事業費（15,715千円）</p> <p>（1）国内からの誘客対策</p> <p>ア 一般旅行対策</p> <p>①旅行客のニーズに対応した滞在型旅行商品の開発 【委託先：未定、委託費：2,184千円】</p> <p>②農作業の労働力不足など農山漁村が抱える課題に対応した、地域貢献型ツアーに係る可能性調査</p> <p>イ 教育旅行対策</p> <p>観光国際戦略局や農家民宿受入団体と連携したプロモーション</p> <p>（2）海外からの誘客対策</p> <p>ア 一般旅行対策</p> <p>（1）①と同じ 【委託先：未定、委託費：5,886千円】</p> <p>イ 教育旅行対策</p> <p>①台湾の学校や政府教育機関、旅行会社などへのプロモーション</p> <p>②教育旅行の取扱実績がある中国の旅行会社を対象にしたファームツアー 【委託先：未定、委託費：1,485千円】</p> <p>③周年での誘客を図るための魅力的な体験メニューの拡充 【委託先：青森田中学園、委託費：1,937千円】</p> <p>2 農泊受入対策事業（3,873千円）</p> <p>（1）農家民宿新規開業者や実践者向けの研修会、農泊推進団体による情報交換会の開催</p> <p>（2）国内からの農村滞在型教育旅行の受入拡大のための学校や旅行エージェント訪問によるプロモーション</p> <p>（3）台湾からの教育旅行の安定的な受入れのためのコーディネーター配置</p> <p>《事業実施主体》県</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和元～2年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / その他（公益社団法人あおもり農林業支援センター）	

事業名	農業次世代人材投資事業（国庫・継続）			
アピールポイント	就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して資金を交付する。			
事業の趣旨	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため資金を交付する。	予算額(千円)	864,395	
		内訳	国	864,395
			県	—
			その他	—
事業の内容	<p>1 農業次世代人材投資事業（準備型） 農業技術及び経営ノウハウの修得のための研修に専念する就農希望者を支援 ・研修期間：最長2年間、年間150万円を交付 （将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長）</p> <p>2 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援 ・就農後最長5年間、年間最大150万円を交付</p>	補助率	標準事業費	
		定額	1人当たり最大1,500千円/年	
内容等	<p>【主な交付要件】</p> <p>&lt;共通の要件&gt;</p> <p>1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>2 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。</p> <p>3 青年就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。</p> <p>&lt;準備型の要件&gt;</p> <p>1 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと。独立・自営就農を目指す者は、就農5年以内に認定新規就農者等になること。親元就農を目指す者は、5年以内に経営継承するか、農業法人の共同経営者になること。</p> <p>2 常勤の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>3 県が認める研修機関等でおおむね1年以上研修（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること</p> <p>&lt;経営開始型の要件&gt;</p> <p>1 独立・自営就農であること（農地法等の許可を受けた農地、機械・施設、出荷・取引、通帳・帳簿、主宰権）。</p> <p>2 経営継承の場合は、5年以内に継承し、新規参入者と同等のリスクを負うこと。</p> <p>3 市町村が作成する人・農地プランに位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実であること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>4 青年等就農計画の認定を受けていること。</p> <p>5 前年の総所得が350万円以内であること（農業経営開始2年目以降の交付要件）。</p> <p>6 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続すること。</p> <p>7 交付期間2年目の終了時点で行う中間評価で「不良」と判断された場合は、交付停止。</p>			
実施期間	平成29～令和3年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化 / その他（トップランナー）
実施主体別	県	

事業名	若手農業トップランナー強化支援事業（国庫・県単・継続）			
アピールポイント	トップランナー塾生の企画力とネットワーク力を生かした新たな事業展開を支援することにより、本県農業の将来を担う総合的能力の高い若手農業者を育成し、ひいては「地域経営」を支える人財の育成・確保に資する。			
事業の趣旨	柔軟な発想と大胆な行動力、経理会計力やマーケティング力を持って、本県農業の新たなステージを切り開き、果敢に農業にチャレンジする「若手農業トップランナー」の育成や修了生の取組強化を支援する。	予算額(千円)	2,672	
		内訳	国	1,110
			県	1,562
			その他	—
事業内容等	1 若手農業トップランナー塾生の公募 ・チャレンジコース（第13期生） 20組程度 ・レベルアップコース（塾修了生） 10組程度  2 チャレンジコースの開催 （1）スマート農業やグローバル農業、マーケティング、経営管理等の基礎セミナー （2）塾修了生ほ場での県内優良事例視察研修 （3）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察研修 （4）アグリフードEXPO（全国展示商談会）への出展 （5）トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェでの販売演習等）  3 レベルアップコースの開催 （1）経営戦略の作成など経営発展に直結する実践セミナー （2）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察 （3）課題解決に向けた専門家のアドバイス 4 異業種交流会の開催  5 トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェ、量販店等での直売会の活動を応援）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 1 チャレンジコース（第13期生） 新たな付加価値の創造につながる可能性にチャレンジする意欲がある若手農業者であること。（自らのチャレンジプラン〈5か年〉を作成し、県への応募を経て、トップランナー塾生として選定された者。） 2 レベルアップコース 若手農業トップランナー塾修了生で、資質向上や取組強化に挑戦する者。				
実施期間	令和元～2年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ （内線5059、直通017-734-9463）	

目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	その他（酪農ヘルパー利用組合、都道府県団体）	

事業名	酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（その他・継続） ※畜産業振興事業			
アピールポイント	酪農ヘルパーの人材育成や傷病時利用の円滑化により、酪農経営におけるゆとりの創出を図る。			
事業の趣旨	酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進する。	予算額(千円)	県を経由しない事業	
		内訳	国	—
			県	—
事業の内容等	<p>○酪農ヘルパー利用組合等が行う以下の取組に対して支援</p> <p>1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援  (1) 酪農ヘルパーを育成するため、技術研修への参加促進や実践研修手当の交付等  (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動  (3) 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役支援  (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許や資格取得  (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催等  (6) コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保  (7) 学生を対象としたインターンシップの実施  (8) 内定者を対象とした就業前研修の実施</p> <p>2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化  傷病時にヘルパーを一定期間継続的に利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施</p> <p>3 酪農ヘルパー利用組合の強化等  (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発等のための推進協議会の開催  (2) 利用組合の収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等  (3) ヘルパーの傷害補償・損害賠償保険の加入促進  (4) 家畜防疫対策に係る計画作成、防疫機器等の整備  (5) 事業推進のための地域独自の取組や指導等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 または 1/2以内	—	
				1/2以内
		1/2以内		
<p><b>【採択要件】</b></p> <p>1 ヘルパー利用組合が要綱に定める事項を内容とする利用組規約を作成すること。  2 酪農後継者は、研修終了後、酪農に1年以上従事することが見込まれる者であること。  3 酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであり、協議会等が適当と認める者。</p>				
実施期間	平成29～令和2年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496)	

目的別	担い手の育成	労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	多様な農業労働力確保サポート事業（国庫・県単・新規）			
アピールポイント	農業で働いてみたいが、農業経験がない者に対して、技術習得の場を提供したり、就農先をJAの無料職業紹介所と連携して紹介する。			
事業の趣旨	農業未経験者の農作業体験の場である「青天農場」を活用するなどして、短期労働力を掘り起こすとともに、農業分野における通年雇用の課題となる冬期間の仕事と収入の確保に向けて、業種間の労働力調整を図る。	予算額(千円)	11,606	
		内訳	国	5,324
			県	6,282
			その他	—
事業の内容等	<p>1 短期労働力の確保対策</p> <p>(1) 青天農場の更なる活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「青天農場」を設置し、農作業体験を随時実施。</li> <li>・ほ場で農業に触れながら、本県農業の概要紹介や農家との意見交換を行う「初心者向け研修」を開催。</li> <li>・親子による農作業体験を津軽・県南地域で各1回開催。</li> </ul> <p>(2) ボランティア等による援農（新規）</p> <p>CSRに取り組む企業や大学のボランティアセンターとの連携による「援農ボランティア」の取組を促進。</p> <p>(3) 県民の理解促進に向けたPR活動</p> <p>「青天農場」の認知度向上を図るためのホームページを開設するほか、引き続き、県民の機運醸成に向けて、メディアの活用やイベントの開催による広報活動を実施。</p> <p>2 通年雇用の拡大に向けた取組</p> <p>(1) 通年雇用を受け入れる農業法人の就労環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪国における通年雇用について他道県の優良事例を調査。</li> <li>・出向や派遣に係る労務管理制度等を専門家に委託して整理し、マニュアルに取りまとめ、農業法人向けの研修会を開催。</li> </ul> <p>(2) 冬期間における業種を越えた労働力調整の可能性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品製造業等を対象にアンケート調査等を実施し、労働力が不足する期間やその仕事量等を把握。</li> <li>・企業と農業法人との意見交換会を開催。</li> </ul>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和2～3年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成 農地の利用集積	労働力確保等 農作業受委託
実施主体別	県	

事業名	持続可能な下北の畜産業構築事業（県単・新規）			
アピールポイント	持続可能な下北の畜産業を実現するために、労働力不足対策に取り組む。			
事業の趣旨	下北地域の畜産業は高齢化と担い手不足により、労働力不足が深刻化している。このため、コントラクターや肉牛ヘルパー制度を推進・支援するための組織として「下北の畜産応援会議」を設立し、下北地域の畜産経営ビジョンを策定する。また、コントラクターの機能強化を図るため、各種調査等を実施する。	予算額(千円)	1,090	
		内訳	国	—
			県	1,090
			その他	—
事業の内容等	<p>1 「下北の畜産応援会議」の設立、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員：市町村、農協、畜協、生産者代表、コントラクター、アドバイザー、県民局など</li> <li>・ 地域畜産経営ビジョンの策定（労働負担の軽減化、新たな担い手確保対策など）</li> <li>・ コントラクター：作業受委託の推進、機能強化（作業の省力化、合理化等）やオペレーター派遣等について検討</li> <li>・ 肉牛ヘルパー制度：令和2年度中にヘルパー利用組合設立に向けた体制整備を支援、令和3年度は充実・強化について検討</li> </ul> <p>2 コントラクター作業委託の推進と機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コントラクターの機能強化に向けた専門家やアドバイザーによる現地指導、先進地調査などを実施</li> <li>・ 作業機オペレーター派遣の有効性を検証（令和3年度、調査分析業務の委託）</li> </ul> <p>3 肉牛ヘルパー制度の充実・強化（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルパー組織の効率的な運営に向けた先進地調査などを実施</li> <li>・ ヘルパー職員に対する技術指導</li> </ul> <p>《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和2年度実施計画等】</p> <p>1 「下北の畜産応援会議」の開催</p> <p>2 コントラクターの機能強化に向けた専門家やアドバイザーによる調査・分析と現地指導、先進地調査などを実施</p>				
実施期間	令和2～3年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 畜産課(0175-22-8581内線242)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / その他 (株式会社日本政策金融公庫)

事業名	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (国庫・継続)			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額 (千円)		
		内訳	(公庫資金)	
			国	—
			県	—
その他	—			
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等	補助率	標準事業費	
	2 貸付対象者 認定農業者	利子分に対し 国 10/10	—	
	3 貸付利率 0.10% ※R2. 3. 18現在	(無利子化措置の対象となった場合)		
	4 償還期間 25年以内 (うち据置10年以内)			
	5 貸付限度額 (1) 個人 3億円 (特認6億円) (2) 法人 10億円 (特認20億円)			
	6 融資率 100%			
	7 融資枠 900億円 (全国)			
<p>【採択要件】 認定農業者で、資金利用計画を市町村推進会議に認定された者。</p> <p>【令和2年度金利負担軽減措置】 令和2年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。(ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く)</p>				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 融資
実施主体別		農協 / その他（株式会社日本政策金融公庫）

事業名	経営体育成強化資金（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理  2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手  3 貸付利率 0.10 % ※R2.3.18現在  4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内）  5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円  6 融資率 80%	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、資金利用計画を市町村推進会議に認定された者。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	



目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	機構集積協力金交付事業（国庫・継続）																								
アピールポイント	農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域等に対して、機構集積協力金を交付する。																								
事業の趣旨	地域農業の競争力強化に不可欠な力強い農業構造と生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構にまとまった農地を貸付けした地域及び農業者等に対して機構集積協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。	予算額(千円)	283,154																						
		内訳	国	283,154																					
			県	—																					
			その他	—																					
事業の内容等	1 地域集積協力金 (1) 集積・集約化タイプ 機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し交付。	補助率	標準事業費																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">機構の活用率</th> <th rowspan="2">交付単価</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超40%以下</td> <td>4%超15%以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超70%以下</td> <td>15%超30%以下</td> <td>1.6万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超</td> <td>30%超50%以下</td> <td>2.2万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td></td> <td>50%超</td> <td>2.8万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>		機構の活用率		交付単価	一般地域	中山間地域	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分4		50%超	2.8万円/10a	国 10/10	—
			機構の活用率			交付単価																			
		一般地域	中山間地域																						
	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a																					
	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a																					
	区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a																					
	区分4		50%超	2.8万円/10a																					
	(2) 集約化タイプ 担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に対し交付。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機構の活用率</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>40%超70%以下</td> <td>0.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>70%超</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>		機構の活用率	交付単価	区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a	区分2	70%超	1.0万円/10a														
		機構の活用率	交付単価																						
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a																							
区分2	70%超	1.0万円/10a																							
2 経営転換協力金 離農等により、農地中間管理機構に農地を貸付けた農業者等に対して、その面積に応じて協力金を交付。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付単価</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1～R3年度</td> <td>1.5万円/10a</td> <td>50万円/1戸</td> </tr> <tr> <td>R4～R5年度</td> <td>1.0万円/10a</td> <td>25万円/1戸</td> </tr> </tbody> </table>		交付単価	上限額	R1～R3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸	R4～R5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸															
	交付単価	上限額																							
R1～R3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸																							
R4～R5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸																							
【主な交付要件等】																									
○地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 交付対象面積に占める新規担い手集積面積が1割以上であること																									
○経営転換協力金 農地所有者が農地中間管理機構に対し全ての自作地を10年以上貸付けすること																									
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5055、直通017-734-9462)																						

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	その他（公益社団法人あおもり農林業支援センター）	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構である（公社）あおもり農林業支援センターが借り受けた農地を、担い手は機構からまとまった形で借り受けることができる。また、特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農林業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。	予算額(千円)	170,607	
		内訳	国	132,281
			県	38,326
			その他	—
事業の内容等	1 農地中間管理事業（貸借） （1）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸し付ける。 （2）必要な場合には基盤整備等を実施する。  2 農地売買等事業（特例事業）（売買） 即売：支援センターが農地を買い入れ、売り渡す。	補助率	標準事業費	
		—	—	
事業の内容等	1 農地中間管理事業の条件 支援センターが実施する公募に応募した借受希望者の中から以下の点に留意して貸付先を決定する。 <基本原則> ①借受希望者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。 ②既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。 ③新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。 ④地域農業の健全な発展を基本に、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。 ※この他に地域内の利用権の交換等を行う場合を優先するなどの優先配慮がある。			
	2 農地売買等事業の条件 即売の売渡先は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者			
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 農用地造成
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)	195,000	
		内訳	国	121,875
			県	53,625
			その他	19,500
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施  1 区画整理 2 農用地造成  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
内容等	<b>【採択要件】</b> 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 <b>【2年度実施計画等】</b> 1 実施地区数：2地区 2 関係市町村：青森市、五戸町			
実施期間	平成31年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業(ハード) (国庫・継続)			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成及び効率的かつ安定的な農業経営の確保を図るため、地域農業のニーズに応じて区画整理、農業用排水施設等の水田整備を実施することができる。			
事業の趣旨	経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施する。	予算額(千円)	2,627,013	
		内訳	国	1,416,142
			県	734,808
			その他	476,063
事業の内容等	<p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～5の事業のうち2以上（1と4は単独でも可）の事業を実施。</p> <p>1 区画整理 2 農業用排水施設 3 農道 4 暗きょ排水 5 客土</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		国	50.0%	
		中山間地域等	55.0%	
		県	27.5%	
	<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農業生産法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【2年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：18地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、今別町、外ヶ浜町、藤崎町、板柳町、中泊町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p>			
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区	

事業名	経営体育成基盤整備事業(ソフト) (国庫・継続)			
アピールポイント	土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利用集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。			
事業の趣旨	ほ場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定的な農業を営み、将来の農業生産を担うと見込まれる者に対して農用地の利用集積を図る。	予算額(千円)	373,358	
		内訳	国	198,592
			県	174,766
			その他	—
事業の内容等	1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業：利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県 (2) 調査・調整事業：改良区・市町村・農協の土地利用・調整活動 《事業実施主体》 市町村、土地改良区 2 農業経営高度化促進事業 高度経営体等への農地の集積向上率度合い等に合わせた促進費を交付 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		1 (1) 国50%・県50% 中山間地域等 国55%・県45% 1 (2) 国50% 中山間地域等 国55% 2 国50%・県50% 中山間地域等 国55%・県45%	—	
【採択要件】 1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農業生産法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。  【2年度実施計画等】 1 実施地区 : 11地区 2 関係市町村：青森市、黒石市、五所川原市、三沢市、深浦町、藤崎町、田舎館村、板柳町、中泊町				
実施期間	平成18年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水・排水路 / その他（農道・区画拡大等）
実施主体別	農地中間管理機構 / 県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 等	

事業名	農地耕作条件改善事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	627,363	
		内訳	国	446,474
			県	99,275
			その他	81,614
事業の内容等	<p>1 定額助成  (1)田の区画拡大 (2)畑の区画拡大 (3)暗きょ排水  (4)湧水処理 (5)末端畑地かんがい施設 (6)客土 (7)除礫  (8)用排水路、農作業道の更新 (9)条件改善推進費  (10)高収益作物転換推進費 (11)新植・改植支援  (12)幼木管理支援 (13)経営継続発展支援  (14)園芸作物モデル産地形成支援</p> <p>2 定率助成  (1)農業用排水施設 (2)暗きょ排水 (3)土層改良  (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成  (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援  (9)スマート農業導入支援 (10)小規模基盤整備  (11)管理省力化支援 (12)品質向上支援  (13)条件改善促進支援 (14)高収益作物導入支援  (15)機械作業体系導入支援  (16)労働生産性向上技術導入支援 (17)指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》  農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額補助 国100%		
定率補助 【県営】 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%				
【採択要件】	<p>1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等、又は、人・農地プランが実質化された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定</p> <p>2 地域内農地集積促進計画又は、高収益作物転換促進計画又は、未来型産地形成推進条件整備計画又は、スマート農業導入推進計画を作成</p> <p>3 総事業費200万円以上</p> <p>4 受益者数2者以上</p> <p>【2年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区 : 6地区</p> <p>2 関係市町村: 八戸市、黒石市、つがる市、六戸町</p>			
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別	市町村	

事業名	果樹放任園発生防止等対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	果樹の放任樹の処理ができる。			
事業の趣旨	果樹の主要病害虫のまん延防止のため、感染源となる放任樹処理対策を実施するとともに、病害虫発生予察などによる防除対策の推進により、果樹園の生産力向上を図る。	予算額(千円)	1,992	
		内訳	国	—
			県	1,992
			その他	—
事業の内容等	1 放任樹処理対策 伐採、抜根、排根、整地、処分  2 放任園発生防止等対策指導 (1) 病害虫発生防止 対策本部の設置運営、研修会及び一斉点検等の開催 (2) 放任園発生防止 発生状況調査、現地指導及び広報活動  《事業実施主体》 市町村	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 1 放任園発生防止等対策指導については、対象市町村の栽培面積がりんごはおおむね100ha以上、その他特産果樹はおおむね5ha以上であること。  【令和2年度実施計画等】 実施予定市町村：青森市、弘前市ほか				
実施期間	平成28～令和2年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別	市町村	

事業名	りんご黒星病発生防止対策推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	りんごの放任樹の処理ができる。			
事業の趣旨	りんご黒星病の感染源ともなる放任園の放置されている放任樹を処理する。	予算額(千円)		2,469
		内訳	国	—
			県	2,469
			その他	—
事業の内容等	1 放任樹処理対策 伐採、抜根、排根、整地、処分  《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、共同防除組合等生産者組織 農業協同組合、共同防除組織が実施する場合は、市町村からの間接補助とする。	補助率	標準事業費	
		1 / 2	—	
【採択要件】 1 対象園地の要件はりんごに限定する。  【令和2年度実施計画等】 青森市、弘前市				
実施期間	令和元～2年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	



目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 排水路 / その他(農道整備) 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	あおもり稲作産地条件整備事業(国庫・継続) 【国庫事業名:強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)】			
アピールポイント	稲作の生産体制整備のための共同利用施設等を整備する。			
事業の趣旨	担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な稲作産地体制の確立や持続的な農業生産方式等の導入促進などを推進するため、稲作の生産及び産地形成に必要な共同利用施設、小規模土地基盤の整備を行う。	予算額(千円)	500,000	
		内訳	国	500,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 共同利用施設整備 (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 等  2 小規模土地基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 暗きょ施工、土壌土層改良 等  《事業実施主体》 県、市町村、農業者の組織する団体(農協、営農集団) 等	補助率	標準事業費	
		1/2以内	—	
【採択要件】 1 実施要綱の成果目標の基準を満たしていること。(ポイントとして反映) 2 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(費用対効果において投資効率が1以上となること。ただし、事業費5,000万円以上の施設) 3 施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 4 事業実施地区の対象作物(水稻)の作付面積が、おおむね50ha以上であること。等 5 受益地区の全てに人・農地プランが設定されており、GAP等に取り組むこと。  【令和2年度実施計画等】 十和田市				
実施期間	平成27～令和3年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	生産基盤の整備	暗渠排水 / 排水路 / その他（土層改良、区画拡大）
実施主体別	農地中間管理機構 / 県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 等	

事業名	農業基盤整備促進事業（国庫・継続）			
アピールポイント	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図ることができる。			
事業の趣旨	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 定率助成 (1)農業用排水施設 (2)暗きょ排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道 (6)農用地の保全 (7)調査・調整  2 定額助成 (1)田の区画拡大 (2)畑の区画拡大 (3)暗きょ排水 (4)湧水処理 (5)末端畑地かんがい施設 (6)客土 (7)除礫  《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協 等  ※県営事業は、定額助成の(1)と(3)及び定率助成の(1)と(3)のみ	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額補助 国100% 定率補助 【県営】 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%		
	<b>【採択要件】</b> 1 農業基盤整備計画を作成 2 総事業費200万円以上 3 受益者数が2者以上 4 地区の受益面積が5ha以上  <b>【2年度実施計画等】</b> ※令和2年度の実施地区なし			
実施期間	平成24年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / 暗渠排水・客土 他
実施主体別	県	

事業名	農業水利施設保全合理化事業（国庫・継続）			
アピールポイント	水管理の効率化・省力化に必要な農業用排水施設の整備を実施するとともに、老朽化した農業水利施設を補修して安全性の向上を図る。			
事業の趣旨	環境との調和にも配慮しつつ、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化を図る。	予算額(千円)	773,334	
		内訳	国	422,565
			県	212,670
			その他	138,099
事業の内容等	1 特別型(農地集積促進型) ① 農業用排水施設（新設、廃止又は変更） ② ①の新設と併せ行う暗きょ排水、客土、区画整理  2 簡易整備型 ① 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ② 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の設備等  3 実施計画策定事業 ①水利用調整事業      ②水利用高度化推進事業 ③施設計画策定事業    ④機能保全計画策定事業  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
	<診断> 国100%  <工事> 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—		
【採択要件】 1 特別型：受益面積20ha以上、水利施設等保全高度化整備計画の策定、事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上向上 2 簡易整備型：受益面積20ha以上、水利施設保全高度化整備計画の策定、事業費200万円以上、農業者2者以上 3 実施計画策定事業：施設計画策定事業は、施設計画策定事業計画を策定し、事業費が200万円以上。機能保全計画策定事業は、末端支配面積が10ha以上。  【2年度実施計画等】 1 実施地区数：5地区 2 関係市町村：弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、七戸町、東北町				
実施期間	平成27～令和5年度	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	農業用排水施設
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区等	

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策をきめ細かく推進する。			
事業の趣旨	農業水利施設の長寿命化のほか、水管理労力軽減、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において、機能回復や被害発生 of 未然防止の取組などを実施し、農業の持続的な発展を図る。	予算額(千円)	641,750	
		内訳	国	332,358
			県	176,482
			その他	132,910
事業の内容等	1 長寿命化対策 ①機能診断、機能保全計画に基づいた水利施設整備 ②ハード対策を行うための機能保全計画の策定、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査 2 防災減災対策（省略） 3 ため池の保全・避難対策（省略） 《事業実施主体》 県、市町村、農協、土地改良区等	補助率	標準事業費	
		(ハード) 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。 2 長寿命化対策・防災減災対策のうちハード対策 ① 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 ① 1地区当たりの受益者数が農業従事者の常時従事者2者以上であること。 ③ 1地区当たりの工事工期が原則3年以内であること。（ため池整備は5年以内） 3 長寿命化対策・防災減災対策のうちソフト対策 1地区当たりの事業工期が1年以内であること。 【2年度実施計画等】 1 実施地区数：12地区 2 関係市町村：青森市、八戸市、つがる市、鶴田町、おいらせ町、鱒ヶ沢町				
実施期間	平成30年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（園地整備・苗木・支柱・樹棚） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 任意団体 / 認定農業者 / 認定新規就農者	

事業名	特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の一層の導入促進や消費者ニーズに対応した、高品質でより安全・安心な特産果実の生産拡大を推進するため、生産基盤の整備や、施設整備による生産体制の強化を図る。	予算額(千円)	14,205	
		内訳	国	—
			県	14,205
			その他	—
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）園地整備（土壌改良資材施用に限る） （2）苗木、支柱、樹棚の購入  2 高品質生産性向上型 （1）生産高度化施設整備 雨よけハウス 防風網（もも、ネクタリンの新植に限る） （2）集出荷機械施設整備 簡易選果機  《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1(1)の事業 1 / 2	—	
		1(2)の事業 1 / 4	—	
		2の事業 1 / 3	—	
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。  【令和2年度実施計画等】 実施予定市町村：鶴田町、三戸町、南部町ほか				
実施期間	平成28～令和2年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	広域営農団地農道整備事業（国庫・継続） 【地方創生整備推進交付金】			
アピールポイント	複数の市町村に跨る広域的な農地団地を対象とした基幹農道の整備が可能である。			
事業の趣旨	農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。	予算額(千円)	307,825	
		内訳	国	175,460
			県	101,429
			その他	30,936
事業の内容等	<p>広域営農団地育成対策の一環として、都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良。</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		国 50% 県 39.95%	8,667,000 千円	
事業の内容等	<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積：おおむね1,000ha以上であること。 （離島、振興山村、過疎、急傾斜地帯：300ha以上）</p> <p>2 総事業費：20億円以上であること。</p> <p>3 車道幅員：おおむね5m以上であること（離島、振興山村、過疎、急傾斜地帯：4m以上）。</p> <p>【2年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：1地区</p> <p>2 関係市町村：深浦町</p>			
	実施期間	平成17年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ （内線4888、直通017-734-9555）

目的別	生産基盤の整備	その他（ダム、頭首工、揚排水機場、用排水路）
実施主体別	県	

事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業（国庫・継続）	
アピールポイント	農業水利施設の効率的な更新整備・保全管理により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する。	

事業の趣旨	土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的水利施設は、老朽化の進行とともに、更新を必要とする数が増加してきている。この増加する更新需要に対して、施設の長寿命化を図り、財政負担を平準化しつつ有効活用することが不可欠である。このため、既存施設の劣化状況等を調べる機能診断、それに基づく機能保全計画、対策工事を一貫して行うことにより、施設の機能を効率的に保全することを目的とする。	予算額(千円)	299,587	
		内訳	国	166,587
			県	67,000
			その他	66,000

事業の内容等	1 県営土地改良工事により造成された施設に関する機能保全計画の策定 2 国営造成施設及び県営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施 3 国営造成施設及び県営造成施設の突発的事故に対する緊急補修工事  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費
		診断 国100% 工事 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 用水25% 排水25%	—

【採択要件】

- 1 既存施設を有効活用する場合で、施設機能の向上を目的としないものであること。
- 2 機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しており、その50%以上に実施方針を策定していること。
- 3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。
- 4 末端支配面積が100ha以上(田以外20ha以上)であること。
- 5 緊急補修工事の実施については、2により選定した施設であること。

【2年度実施計画等】

- 1 実施地区数：5地区
- 2 関係市町村：青森市、八戸市、十和田市、平川市、藤崎町、板柳町、六戸町、田舎館村

実施期間	平成21年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)
------	---------	----	---

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県、市町村	

事業名	通作条件整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金】			
アピールポイント	過疎、半島、振興山村指定地域における基幹農道の整備に当っては、県代行制度を活用することにより地元負担を伴わずに整備が可能である。			
事業の趣旨	農地整備や農業関連施設と関連して農道の整備を行うことにより、地域の通作条件の改善（生産・流通の流れを効率的にする等）を図り、農村環境の改善に資する。	予算額(千円)		1,762,283
		内訳	国	897,081
			県	626,541
			その他	238,661
事業の内容等	1 都道府県が行う基幹的農道の新設又は改良。 2 既設農道の点検診断に伴う更新整備及び整備水準向上を図る保全対策。  《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 50%～ 25%  団体営 国 50%	605,850 千円	
事業の内容等	【実施要件】 1 受益面積：おおむね50ha以上であること。 （振興山村、過疎、半島：おおむね30ha以上） 2 総事業費：基幹農道整備は1億円以上であること。 一般農道整備は5千万円以上であること。 保全対策は3千万円以上であること。 3 幅員：基幹農道整備は、車道幅員がおおむね4.0m以上であること。 （離島、振興山村、半島：おおむね3.0m以上） 一般農道整備は、全幅員がおおむね4.5m以上であること。 （特豪、振興山村、過疎、半島、急傾斜地帯：概ねおおむね4.0m以上）  【2年度実施計画等】 1 実施地区数：県営24地区、団体営9地区 2 関係市町村：弘前市他15市町村			
	実施期間	平成22年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)



目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別	市町村（事業実施主体） / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ(国庫・継続)			
アピールポイント	人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体等による農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	地域の将来を担う中心経営体等が経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業機械等の導入について支援する。	予算額(千円)	300,180	
		内訳	国	300,180
			県	—
			その他	—
事業の内容	1 融資主体補助型 (1) 対象 中心経営体等(重大な気象災害による被災農業者を含む) (2) 内容 金融機関からの融資を受け、機械・施設等を導入する際、融資額を除いた自己負担部分への助成 (3) 上限額 地域担い手育成支援タイプ : 300万円 先進的農業経営確立支援タイプ : 個人1,000万円 法人1,500万円 法人1,500万円 《事業実施主体》 市町村  2 条件不利地域補助型 (1) 対象 農協、土地改良区、農業者等の組織する団体等 (2) 内容 経営規模が零細な地域において意欲ある経営体を育成するための共同利用機械等の導入を支援  3 市町村事務費補助 市町村の補助金交付等に要する事務経費を補助  4 予算額 国予算 強い農業担い手づくり総合支援交付金 200億円の内数 《事業実施主体》 市町村	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内	上限 300万円等	
		条件不利 1/2以内	上限 4,000万円	
		1/2以内		
【採択要件】 「1 融資主体補助型」について、原則として「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていること				
実施期間	令和元年度～	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	機械・施設の整備	その他（補強資材の購入、防風ネットの設置等）
実施主体別	県／市町村／農協／農業委員会／法人／個人／任意団体／その他（公社）	

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業（国庫・継続） 【国庫事業名：農業用ハウス強靱化緊急対策事業】			
アピールポイント	農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等ができる。			
事業の趣旨	老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。	予算額(千円)	7,000	
		内訳	国	7,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 被害防止技術講習会等の開催（定額） 災害被害防止マニュアルの作成、保守管理や補強に係る技術指導の実施や技術講習会の開催、農業者自らがハウスの補強を行うための自力施工講習会等の開催の取組 2 既存ハウスへの被害防止対策（1/2以内） ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪・加温装置の設置等の取組  《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、農業者（2のみ）等	補助率	標準事業費	
		定額 1/2以内	—	
【採択要件】 1 県の農業用ハウス災害被害防止計画に位置づけられていること。 2 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 ① 今後10年以上の利用が見込まれるハウスであること。 ② 農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 ③ 農業者の場合は、青色申告を行っていること等により農業経営に係る経理が家計と分離されていること、かつ後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること。				
実施期間	令和元～令和2年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

### Ⅲ 参 考

各課及び各地域県民局ごとの事業一覧

農林水産部の出先機関一覧及び組織図

<参考> 各課及び各地域県民局ごとの事業一覧

1	農林水産政策課		
	地域農業を支える普及活動推進事業	県・継	8
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	32
	女性起業育成・経営発展支援事業	国・新	34
	地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	県・新	40
	地域がつながる農福連携促進事業	国・新	41
	「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業	県・継	55
2	総合販売戦略課		
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	9
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・新	10
	あおり食品産業強化サポート事業	県・継	42
	トップブランド商品創出事業	県・継	58
3	食の安全・安心推進課		
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	11
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	35
	市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	36
	農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	37
4	団体経営改善課		
	農業改良資金	国・継	48
	農業近代化資金	県・継	49
	農業経営改善促進資金（スーパーS）	国・継	59
	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	国・継	67
	経営体育成強化資金	国・継	68
5	構造政策課		
	農地有効活用促進・情報発信事業	県・継	12
	農山漁村振興交付金	国・継	13
	人・農地問題解決加速化支援事業	国・継	43
	フレッシュファーマーズ育成定着支援事業	国・県・継	44
	あおり型農泊推進事業	国・県・継	61
	農業次世代人材投資事業	国・継	62
	若手農業トップランナー強化支援事業	国・県・継	63
	多様な農業労働力確保サポート事業	国・県・新	65
	機構集積協力金交付事業	国・継	69
	農地中間管理事業	国・継	70
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち		
	地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ	国・継	85

6	農産園芸課		
	産地パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	14
	産地パワーアップ事業〔畑作〕	国・継	15
	水田を活用した加工・業務用野菜産地育成事業	県・新	16
	野菜・畑作物産地条件整備事業	国・継	17
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	38
	経営所得安定対策直接支払推進事業	国・継	56
	水田活用の直接支払交付金〔産地交付金〕	国・継	57
	あおもり稲作産地条件整備事業	国・継	77
	農業用ハウス強靱化緊急対策事業	国・継	86
7	りんご果樹課		
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	18
	果樹経営支援対策事業	国・継	19
	果樹未収益期間支援事業	国・継	20
	果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	75
	りんご黒星病発生防止対策推進事業	県・継	76
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	81
8	畜産課		
	畜産経営支援体制確立事業	県・継	21
	草地畜産基盤整備事業	国・継	39
	酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業	他・継	64
9	農村整備課		
	多面的機能支払事業	国・継	22
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	33
	中山間地域総合整備事業	国・継	50
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	51
	中山間地域等直接支払交付金	国・継	52
	農業集落排水事業	国・県・継	53
	集落基盤整備事業	国・継	54
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	71
	経営体育成基盤整備事業(ハード)	国・継	72
	経営体育成基盤整備事業(ソフト)	国・継	73
	農地耕作条件改善事業	国・継	74
	農業基盤整備促進事業	国・継	78
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	79
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	80
	広域営農団地農道整備事業	国・継	82
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	83
	通作条件整備事業	国・継	84

1 0	国際経済課		
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	23
1 1	東青地域県民局地域農林水産部		
	東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業	県・継	45
1 2	中南地域県民局地域農林水産部		
	ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業	県・新	24
	りんご産地を守る労働力確保推進事業	県・新	25
	「TSUGARUうるし」造成モデル実証事業	県・新	60
1 3	三八地域県民局地域農林水産部		
	ICTを活用した三八地域肉用牛一元管理体制支援事業	県・新	26
1 4	西北地域県民局地域農林水産部		
	未来に向かう西北型水田農業推進事業	県・継	27
	ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業	県・継	28
1 5	上北地域県民局地域農林水産部		
	上北やさい次世代農業機械普及推進事業	県・継	31
	かみきた肉用牛高能力化対策事業	県・継	32
	消費者に選ばれる上北そばの生産・消費拡大推進事業	県・継	46
	次世代につなぐ上北地域海岸防災林育林活動スタートアップ事業	県・新	53
1 6	下北地域県民局地域農林水産部		
	下北地域新規就農者「農業力」向上事業	県・継	31
	持続可能な下北の畜産業構築事業	県・新	66

## 青森県農林水産部出先機関一覧

### 東青地域県民局地域農林水産部

〒030-0861  
青森市長島二丁目10-3 (青森フコク生命ビル)

- ◎指導調整課  
電話 017-734-9960  
FAX 017-734-8305
- ◎林業振興課  
電話 017-734-9962  
FAX 017-734-8305
- ◎農業普及振興室  
電話 017-734-9990  
FAX 017-734-8305
- ◎農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課  
電話 017-734-9992  
FAX 017-734-8312

- ◎青森家畜保健衛生所  
〒030-0134  
青森市大字合子沢字松森395-1  
電話 017-764-1744  
FAX 017-728-0335

- ◎青森地方水産業改良普及所  
〒030-0901  
青森市港町二丁目22-4  
電話 017-765-2520  
FAX 017-765-2521

- ◎東青地方漁港漁場整備事務所  
〒030-0901  
青森市港町二丁目22-4  
電話 017-741-4451  
FAX 017-741-4468

### 中南地域県民局地域農林水産部

〒036-8345  
弘前市大字蔵主町4

- ◎指導調整課  
電話 0172-32-7223  
FAX 0172-32-8544
- ◎りんご農産課  
電話 0172-32-3305
- ◎林業振興課  
電話 0172-33-3857
- ◎農業普及振興室  
電話 0172-33-2903  
FAX 0172-34-4390
- ◎管理課、農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課  
電話 0172-33-6052  
FAX 0172-32-4234

- ◎農業普及振興室黒石分室  
〒036-0524  
黒石市緑ヶ丘95  
電話 0172-52-4335  
FAX 0172-53-4114

### 三八地域県民局地域農林水産部

〒039-1101  
八戸市大字尻内町字鴨田7

- ◎指導調整課  
電話 0178-27-4024  
FAX 0178-23-2801
- ◎林業振興課  
電話 0178-23-3595  
FAX 0178-23-2801
- ◎畜産課  
電話 0178-27-5111 (内線232)  
FAX 0178-23-3323
- ◎農業普及振興室  
電話 0178-23-3794  
FAX 0178-27-3323

- ◎農業普及振興室三戸分室  
〒039-0134  
三戸郡三戸町大字同心町字同心町平54-7  
電話 0179-23-3264  
FAX 0179-23-3274

- ◎指導調整担当、管理課、農村計画課、  
農道ほ場整備課、水利防災課  
〒039-1101  
八戸市大字尻内町字八百刈20-3  
電話 0178-27-1211  
FAX 0178-27-1286

- ◎八戸家畜保健衛生所  
〒039-1101  
八戸市大字尻内町字毛合清水7-2  
電話 0178-27-7415  
FAX 0178-27-7418

- ◎八戸水産事務所  
〒039-1161  
八戸市大字河原木字北沼1-131  
(三八地域県民局 みなと分庁舎3階)  
電話 0178-21-1185  
FAX 0178-20-1108

- ◎三八地方漁港漁場整備事務所  
〒039-1161  
八戸市大字河原木字北沼1-131  
(三八地域県民局 みなと分庁舎3階)  
電話 0178-21-1077  
FAX 0178-20-1105

### 西北地域県民局地域農林水産部

〒037-0046  
五所川原市栄町10 (五所川原合同庁舎)

- ◎指導調整課  
電話 0173-35-2345  
FAX 0173-33-1345
- ◎りんご農産課  
電話 0173-34-2111 (内線239)  
FAX 0173-33-1345
- ◎農業普及振興室  
電話 0173-35-5719  
FAX 0173-33-1345

◎指導調整担当、畜産課、林業振興課  
〒038-2753  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209（鰺ヶ沢庁舎）  
電話 0173-72-6611  
FAX 0173-72-6618

◎農業普及振興室つがる分室  
〒038-3146  
つがる市木造桜木9-1  
電話 0173-42-2222  
FAX 0173-42-2272

◎指導調整担当、管理課、水利防災課  
〒038-3137  
つがる市木造若宮9-1（農村整備つがる庁舎）  
電話 0173-42-4343  
FAX 0173-42-6294

◎指導調整担当、農村計画課、農道ほ場整備課  
〒037-0003  
五所川原市大字吹畑字藤巻24-12  
（農村整備五所川原庁舎）  
電話 0173-35-7171  
FAX 0173-35-7174

◎つがる家畜保健衛生所  
〒038-3151  
つがる市木造若竹2-1  
電話 0173-42-2276  
FAX 0173-42-6087

◎鰺ヶ沢水産事務所  
〒038-2753  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209  
電話 0173-72-4300  
FAX 0173-72-7251

◎西北地方漁港漁場整備事務所  
〒038-2753  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町246-3  
電話 0173-72-2345  
FAX 0173-72-3445

上北地域県民局地域農林水産部  
〒034-0093  
十和田市西十二番町20-12

◎指導調整課  
電話 0176-23-5388  
FAX 0176-22-9161

◎畜産課  
電話 0176-22-8111（内線224）  
FAX 0176-22-9161

◎林業振興課  
電話 0176-24-3379  
FAX 0176-22-9161

◎農業普及振興室  
電話 0176-23-4281  
FAX 0176-25-7242

◎農業普及振興室三沢分室  
〒033-0024  
三沢市東岡三沢一丁目1-7  
電話 0176-53-2498  
FAX 0176-53-8539

◎指導調整担当、管理課、農村計画課、  
農道ほ場整備課、水利防災課  
〒034-0082  
十和田市西二番町10-21  
電話 0176-23-5245  
FAX 0176-22-3929

◎十和田家畜保健衛生所  
〒034-0093  
十和田市西十二番町19-23  
電話 0176-23-6235  
FAX 0176-23-3044

下北地域県民局地域農林水産部  
〒035-0073  
むつ市中央一丁目1-8

◎指導調整課、畜産課  
電話 0175-22-3211  
FAX 0175-22-3212

◎農業普及振興室  
電話 0175-22-2685  
FAX 0175-22-3212

◎農村整備課  
電話 0175-22-3225  
FAX 0175-22-3212

◎林業振興課  
電話 0175-23-6855  
FAX 0175-23-5887

◎むつ家畜保健衛生所  
〒035-0072  
むつ市金谷二丁目18-25  
電話 0175-22-1254  
FAX 0175-22-1259

◎むつ水産事務所  
〒035-0073  
むつ市中央一丁目1-8  
電話 0175-22-9732  
FAX 0175-22-8626

◎下北地方漁港漁場整備事務所  
〒035-0073  
むつ市中央二丁目8-25  
電話 0175-29-2001  
FAX 0175-29-2028

青森県病害虫防除所

〒030-0113  
青森市第二問屋町4-11-6  
電話 017-729-1717  
FAX 017-729-1900

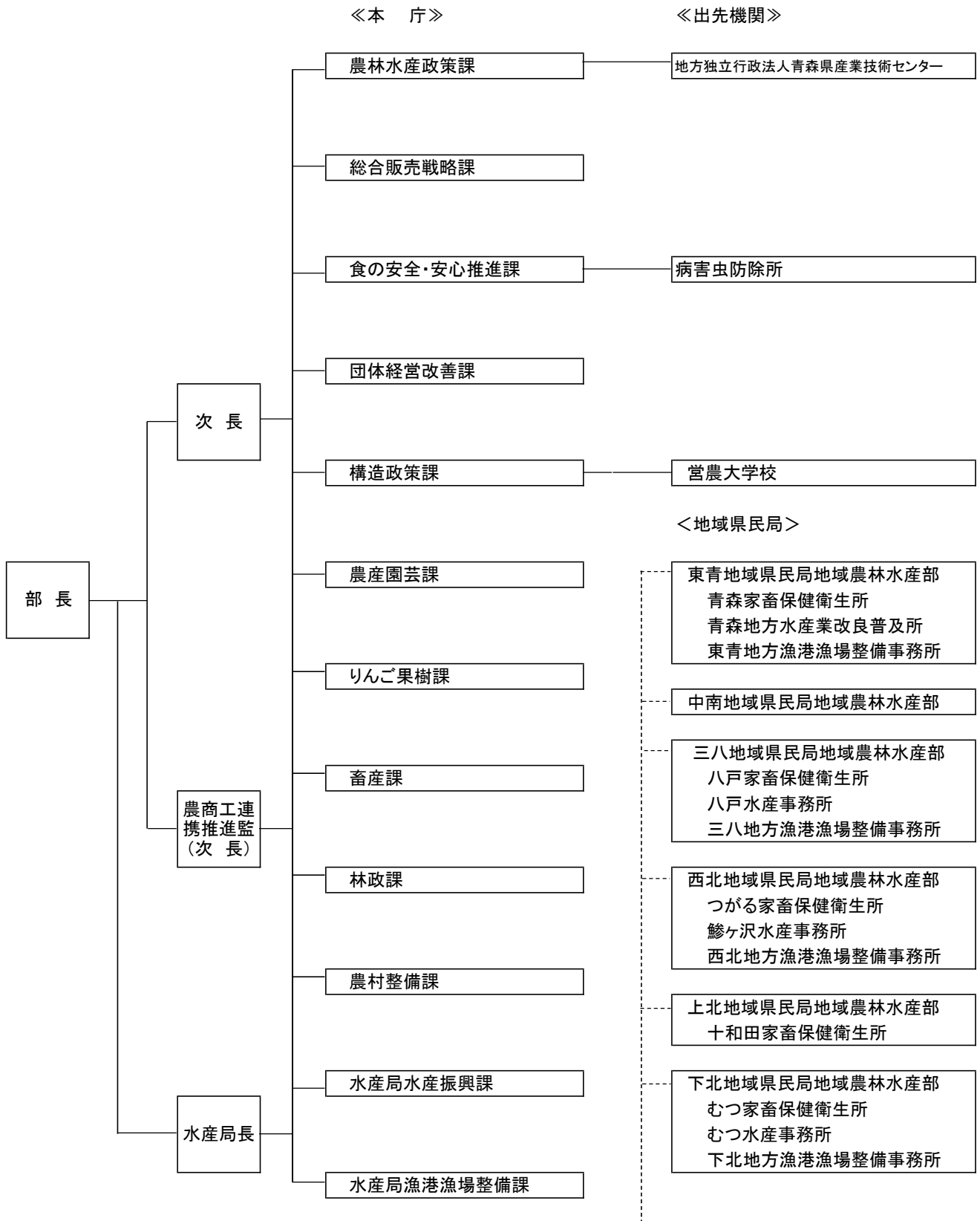
青森県営農大学校

◎総務課、教務研修課、農産園芸課、畜産課  
〒039-2598  
上北郡七戸町字大沢48-8  
電話 0176-62-3111  
FAX 0176-62-3986



# 青森県農林水産部組織図

令和2年4月1日現在



## 令和2年度農業構造政策推進ハンドブック

---

令和2年5月

発行・編集 青森県農林水産部

〒030-8570

青森市長島1-1-1

TEL (017) 722-1111

構造政策課(内線5055)(編集担当)

---

